

令和5年2月27日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局長補佐	檀	公彦
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	田中	浩章

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之																	
副	市	長	松崎賢明																	
副	市	長	松尾一秋																	
教	育	長	橋本吉史																	
総	務	部	長	原	亮一															
企	画	部	長	石	井稔郎															
市	民	部	長	牛	島憲治															
健	康	福	祉	部	長	坂	田智子													
建	設	経	済	部	長	若	杉信嘉													
教	育	部	長	平	武文															
総	務	課	長	秋	山勲															
財	政	課	長	田	中和己															
防	災	安	全	課	長	毛	利昭夫													
商	工	振	興	課	長	山	口幸彦													
企	業	誘	致	課	長	橋	本秀樹													
税	務	課	長	田	代秀明															
環	境	課	長	石	橋信輝															
人	権	・	同	和	政	策	・	男	女	共	同	参	画	推	進	課	長	古	家	浩
健	康	推	進	課	長	馬	場浩義													
学	校	教	育	課	長	郷	田純一													

## 議事日程第2号

令和5年2月27日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 松 崎 辰 義 議員
- 2 高 橋 信 広 議員
- 3 萩 尾 洋 議員
- 4 牛 島 孝 之 議員

---

### 本日の会議に付した事件

第1 一般質問

---

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日からの一般質問、よろしくお願い申し上げます。

お知らせいたします。松崎辰義議員、牛島孝之議員要求の資料をタブレットに配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。21番松崎辰義議員の質問を許します。

○21番（松崎辰義君）

皆さんおはようございます。日本共産党の松崎辰義です。

私は、さきの通告に基づき一般質問を行います。まずは空き家対策の問題です。

この問題については4年前に質問を行いました。立花町にある空き家は現在どのような状態になっているのでしょうか。4年前はとても危険な状態で、前を通るのさえ怖くなるような状態でしたが、現在はどのような状況にあるのでしょうか。また、解体されているという話は

聞きませんが、現在の状況についてお伺いをいたします。

この空き家に対してどのような対策が取られ、どのように進めてこられたのでしょうか。さらに、今後の対策はどのように考えておられるのでしょうか。

私は、特定空家と早急に認定をし、取り壊していただき、周辺地域の方々が安心して暮らせるようにすべきだと思いますが、どのようにお考えなのか、今後の考え方をお伺いいたします。

次に、八女市住宅新築資金等貸付事業についてお伺いをいたします。

本来は今年の9月の決算のときに質問すべきところでしたが、質問通告は出しておりましたが、当日の朝、突然心臓の発作が起こり、通告を取り下げてしまいました。私にとっては最後の議会になりますので、改めて質問をさせていただきます。

まず、現在の滞納状況はどうなっているのでしょうか。約70,000千円程度の滞納があると聞いていますが、現在の状況をお伺いいたします。

次に、返済状況はどうなっているのでしょうか。返済計画に基づいて返済されているのか、返済計画はそれぞれつくってあるのでしょうか。さらに、今後の負債をどのように整理されていこうと考えておられるのか、市の考え方をお伺いいたします。

次に、子育てについてお伺いします。

日本総研は、昨年11月に2022年の出生数が77万人程度にとどまるとの予測を発表しています。八女市でも2019年に400人を割り込みました。少子化は加速を続けています。少子化の原因はいろいろありますが、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、圧倒的に多いのは、子育てや教育にお金がかかり過ぎるだそうです。経済的に余裕があれば産みたいが、そうではないから産まないと言うのだそうです。また、独身者に結婚しない理由を聞くと、家族を養う責任がなく気楽だからが増加していると言われています。これらを解消するには子育て支援を厚くするしかないのではないのでしょうか。その意味で、学校給食の無償化はこれからどうしても必要となる政策ではないのでしょうか。

次に、入学祝金の問題です。

コロナ禍と物価高騰で入学するための準備ができない、そんな声が聞かれます。この間だけでも入学祝金の増額か、制服、体操服などの現物支給はできないのでしょうか。教育委員会としてはどのようにお考えなのでしょうか。

あとは順次質問席より質問を行いますので、明快な答弁をお願いいたします。

#### ○市長（三田村統之君）

21番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

空き家対策についてでございます。

立花町にある空き家の現状はどうなっているのかという御質問でございます。

御指摘の空き家につきましては、昭和34年に建築され、築年数が63年で大変老朽化が進んでおり、地元からも適正管理の要望が出されている状況であります。

今まで、どのような対策をしてきたのかというお尋ねでございます。

これまで空き家の関係者に対して、繰り返し空き家の適正管理をお願いしてきました。また、当該空き家の相続人の一部が把握できておりませんでしたので、この間、相続人の確定に努めるとともに、前面の市道が通学路とされていたことから、当該学校に対して、危険を回避するための迂回指導をお願いしてまいりました。

今後の対策はどのように考えているのかという御質問でございます。

今後とも、空き家の相続人に対して適正な管理を粘り強く促しながら、必要な対応を進めたいと考えております。

次に、八女市住宅新築資金等貸付事業についてでございます。

現在の滞納状況はどうなっているのかというお尋ねでございます。

現在の滞納状況といたしましては、1月末日現在で滞納件数24件、滞納金額70,349,830円となっております。

次に、返済計画の現状はどうかという御質問でございます。

現在、滞納理由といたしましては、借受人の死亡によるものが15件、借受人の病気、けがによるものが2件、転退職による収入減によるものが5件、生活保護によるものが1件、破産によるものが1件となっており、債務者の状況に応じた償還計画を立てて対応しております。

今後の考え方はどうかというお尋ねでございます。

債務者の生活状況等を考慮して、納付指導を行うとともに、返済が困難と判断されたケースにつきましては、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金の適用も視野に入れ、福岡県と協議しながら進めてまいります。

子育てについてにつきましては、この後、教育長が答弁いたします。よろしく願いをいたします。

#### ○教育長（橋本吉史君）

21番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

3、子育てについて、学校給食の無償化をどう考えているのかのお尋ねです。

昨今の物価高騰の状況下におきまして、学校給食の安定化を図ることで子どもたちの健全な成長を支えることは重要なことであると認識をしております。

そこで、令和5年度当初予算におきまして、物価高騰相当分（10%）の食材費の継続補助と、保護者負担額を一月当たり2千円に抑えられるような食材費補助を盛り込み、本定例会に上程いたしているところでございます。

次に、入学祝金を増額できないのか（コロナ禍、物価高騰の折、考えられないか）とのお尋ねです。

教育委員会といたしましても、物価高騰などの厳しい状況につきましては理解しておりますが、ICT設備の充実、学校施設の営繕等、喫緊の課題にも対応していく必要があります、今現在、直ちに入学祝金を増額することは検討しておりません。

物価高騰などに対する支援につきましては、今後も、学校給食費への補助等、総合的に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○21番（松崎辰義君）**

まず、特定空家についての定義についてお伺いをいたします。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

特定空家の定義ということでございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法では4つの状態を上げてあります。1つ目がそのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、また、衛生上有害となるおそれのある状態が2つ目ですね。3つ目が適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、4つ目がその他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、以上の状態にあると認められる空き家を特定空家等と定義づけされておるところでございます。

**○21番（松崎辰義君）**

このいずれかに該当するものを特定空家と定義していますと空家等対策特別措置法第2条の2項に書いてありますので、そのとおりですけれども、この4つの状態ですね、これは私から言わせれば、あの空き家はこの4つとも当てはまるんじゃないかと思いますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

御指摘の空き家につきましては、先ほどから市長の御答弁にもありましたように、築年数が63年で、かなり老朽化しておりまして、瓦のずれや落下、外壁下地の露出、軒裏板の一部に腐朽等が見られ、附属屋につきましても特に傾きが著しい状況でございます。

当該空き家につきましては、国が示す先ほどの定義に該当すると認識をしているところでございます。

**○21番（松崎辰義君）**

特定空家に認定というのはすぐにはできないようになっていきますので、それは分かりますが、危険な空き家であることは言うまでもないと思っております。そういう方向で話合いと

いうものが進んでいるのかどうか。先ほど来、相続人の話が出ておりましたが、相続人の確定はしているのか、この2点、いわゆる市の中では特定空家と認定する方向で話合いが進んでいるのか、また、そのためには相続人の確定が必要と言われておりますので、確定はどのようになっているのか、お願いします。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

特定空家に認定するには、先ほど議員おっしゃいましたように、相続人を確定させる必要がございますが、当該空き家は相続関係が特に複雑で難解でありましたために、調査に相当な時間を費やしたものでございます。

当該空き家につきましても、これまで関係者に面接、電話、文書等により適切な管理を粘り強く行ってまいりましたが、現時点では特定空家の認定に至っていない状況でございます。

また、先ほど申し上げました相続人の特定につきまとはかなりの時間を要しましたが、昨年9月によりやく相続人の確定に至ったところでございます。

以上でございます。

**○21番（松崎辰義君）**

非常に時間がかかったというか、かかり過ぎというか、非常に進んでいない状況ですね。実際、相続人全ての方に連絡がついているのかどうか。相続人は複数おられるということでしたが、何人おられて、話合いができる状況なのか、現在の状況というのはどういう状況か、お願いします。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

相続人は7人おられます。内訳としましては、市内在住の方が3人、県内在住がお二人、県外がお二人の7人でございます。

その7人の方との対応はということでございますが、市内にお住まいの3人の方と、県内にお住まいの方お一人とお会いをし、適正管理をこれまでお願いしてきておるところでございます。

回数につきましては、訪問してお会いできたものが延べ14回でございます。5回程度電話での適正管理をお願いしているところでございます。もう1人の県外の方は一度訪問いたしました。留守で面会ができていない状況でございまして、文書により適正管理の依頼は、県外の方には空き家の現状が分かる写真も同封いたしまして、全ての方に3回行っておるところでございます。直近は令和5年、今年の2月に行っておるところでございます。

以上でございます。

**○21番（松崎辰義君）**

市内の3人の方と県内の1人の方、4人が話し合いができています。3人は話し合いはできていないということですね。その4人の方との話し合いというのは進んでいるのか、取り壊す方向で話が進んでいるのか、全くそういう状況は見られないのか、それから、県内1人の方と県外2人の方、写真入りで通知も出しているということですが、結果的に話し合いができない。この場合にどう進められるのか。そういった場合に特定空家の認定ができるのかどうか。すぐにできるとは思っておりませんし、審議会を開かなければならないようになっているようですけれども、そういうところまで、審議会を開ける状況にあるのかどうか、その方たちと連絡が取れない場合どうするのか、そのところをお願いします。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

まず、市内の3名の方と県内のお一人の方とお会いしてお話をしておりますが、これまでよい返事はいただけていない状況でございます。

あとの3名の方は通知を出しておりますが、反応が全くないというような状況でございます。

このような状況で審議会が開催できるのかということでございますが、反応がない方もおられる中でも審議会は開催できるものと認識をしているところでございます。

**○21番（松崎辰義君）**

そこと連絡がつかなくても審議会は開けると、審議会を開く上においては、特定空家に認定するためには、法的には、法の第9条において立入調査ができるというふうになっております。立入りは、「当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。」、この調査を行いますか、行いませんか。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

市の方針といたしまして、法及び条例に基づく措置を取るということで、その方向性が出ましたらば、当然立入調査も行っていかなければならないと考えているところでございます。

**○21番（松崎辰義君）**

その方向性はどのようにして出されますか。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

該当空き家の危険性については私も十分認識をしておりますが、財産権は憲法で保障しておりますので、慎重に取り扱う必要もあろうかと考えているところでございます。

今後、市内部で十分検討を進めまして、今後の対応について方針を出していきたいと考えているところでございます。



**○21番（松崎辰義君）**

内部というのは、いわゆる市のあなたたちの機関の内部で、いわゆる審議会も交えたところでの話合いなのか、行政だけなのか、とにかくもう何年もたって本当に危険な状態、正直言って中に入るのさえ怖いと思いますよ、あれは。外からの目視だけでも十分危ない状況ですけれども、やっぱり取り壊す方向をつくるためには内部に入って調査も必要かなと思いますので、ぜひそういう部分を進めていかなければならないと思っております。

他人の財産ですから、めちゃくちゃに壊していいということは私も思っておりません。しかしながら、私が見たときからもう4年たっているわけです。あそこはその前から、合併する前から言われていたんですね。ですから、その経過をすれば、当然その状況に入っているのではないかと思っております。猶予期間というものもうとっくに過ぎているんじゃないかと私は思っていますが、どのようにお考えですか。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

先ほど申しましたように、全ての財産権は憲法で保障をされておりまして、特別措置法及び市の条例の定義に該当する案件でも慎重に進める必要があると思っております。

一方で、周辺への危険性が特に高く、所有者等が確定している空き家で繰り返し適正管理の指導を行いましても対応されない案件については、法及び条例に基づきまして、特定空家等の認定などの措置についても進めていく必要があると考えております。

御指摘いただいております空き家の危険性は十分承知しておりますので、今後とも相続人に対して粘り強く適正管理の指導を行うとともに、必要に応じて専門的な御意見をお伺いしながら、解決に向けてしっかり早急に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○21番（松崎辰義君）**

相続人がなかなか特定できなかったというところではありますが、今特定がされている中で、そして専門家の意見、特にこの審議委員さんたちは、見るところではかなりの専門家であると思っております。

八女市において、この審議委員、大体弁護士、建築士、宅地建物取引業者、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、知識及び経験を有する者と、各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者というふうに条例ではなっていますが、何人おられますか。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

八女市空き家等審議会の委員さんは12名でございます。

以上でございます。

**○21番（松崎辰義君）**

12名、これらの専門的な知識を持った方がおられるわけですから、さっき言いましたように、そういう方も交えながら早急に対応すべきではないか。

そして、あなた方も見て分かるように、その危険性というのはかなり進んでいると思いますが、いわゆるこの審議会、そして意見を聞いて進めるというのはいつぐらいまでにされるのか、その目標なり、めどというのは持っておられるのか。

先ほど来、人の財産ですから、慎重にというのはよく分かりますけれども、そういうことばかりではなかなか物事が進まないと思いますし、危険の度合いを考えれば、そういう方向に少しでも進むべきだと思いますが、その点いかがでしょうか。

#### ○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、当該空き家の危険性は十分承知をしております。

いつまでにということで、この場で私が具体的ないつまでといったことは御答弁は差し控えていただきますが、解決に向けて早急に取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○21番（松崎辰義君）

なかなかいつまでというのは決めきれないところはあるかと思えますけれども、だからこそ、こういう審議委員さんと審議会を開いてどう進めるのか、そこも含めて話し合うべきではないですか。あなたたちだけというか、市の中でどんなに考えても今の状況ではなかなか進まないんじゃないかと私は話の中でそう感じます。

ですから、そういうものも専門家の意見を入れて、これにどう対応するか、そういうことを、そして、一定のめどをつけるべきではないかと思えますが、この件について市長はどのようにお考えかお願いします。

#### ○市長（三田村統之君）

お答えをいたします。

この件につきましては、周辺の皆様方、子どもたちへの危険性、いろんな面で長期にわたって御迷惑、御心配をおかけいたしております。

こういう例は全くほかにないのかというと、八女市内でもこういう例がある可能性が非常にあるわけで、こういう問題は全国的な問題、課題だろうと思っております。

したがって、今、議員がおっしゃるように、専門家との協議はもちろんですけれども、県あるいは国あたりの考え方、こういうものを十分把握しながら、指導を受けながら、そして、法的な問題もございますので、こういう例があって、また出てくる可能性は必ずあると思います。

したがって、基本的な考え方を、きちっと方針を取り決めなければならないという時期に来ていることは間違いないと思っておりますので、そういう面でできるだけ早急に市の方針を、い

ろんな御意見を聞きながら、いろんな指導を受けながら総体的に方針を出していかなければならないと思っていますので、御理解いただきたいと思います。

**○21番（松崎辰義君）**

先ほど来、早急にとか、急いでとか言われますけれども、なかなかそれが進まないのが今の現状だと思っております。

基本的な考え方、方針、そして、それをどうするのか、この問題は必ずまた違う場所が出てくる問題だと思っております。

やはりそのためにも早急に、今年度はもうすぐ終わりですので、来年度中にはぜひこの問題を片づけていくような方向で精力的に取り組んでいっていただくことを強く望んで、この問題は終わらせていただきます。

次に、八女市住宅新築資金等貸付事業ですけれども、現在の滞納状況は資料を頂きましたのでわかりますけれども、70,349,830円と言われております。この事業は、以前はゆうちょといいますか、郵便局からお金を借りて、そこに返済をしていたものですが、その期限はもう終わっていると聞いております。郵便局のほうに全部返されたというのはいつでしょうか。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

以前より郵便局、かんぽ生命ですね、こちらのほうから借りておりました償還についてですけれども、令和3年度、昨年度の償還をもちまして、市の償還は終わっておるところでございます。

以上でございます。

**○21番（松崎辰義君）**

令和3年度に郵便局からのやつは一切返済をしているということですから、今ある滞納額70,349,830円、これはいわゆる市の一般財源ですね。八女市の借金として肩代わりをして、それを今度は貸し付けていた方々から返済をしてもらっているという状況ですね。つまり、市が肩代わりをしている、こういう事業はほかにありますか。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

私も勉強不足ですけれども、ほかにはないかと思えます。この事業は先ほど申されたように、当時、市が借り入れて事業として貸し付けておったということでございます。

**○21番（松崎辰義君）**

よく聞こえませんでしたけれども、私の知る限りではほかにこんな事業はないと。

税金の滞納が払えないということで、そういうときにはいろいろ方策を考えてされますけ

れども、この新築資金というのは貸し借りの問題です。いわゆる借りる人は返しますと言って借りているわけですから、当然本来返さなければならない。それを現在は滞納があるのを市の一般財源から持ち出して貸しているということですから、まさにこれは同和の特別扱いだと私はまず指摘をしておきたいと思います。こういうことが同和問題を非常に分かりにくく複雑にして、市民の皆さんから理解していただけない状況が出てきているんじゃないか、全てとは言いません、こういう部分もあるんじゃないかと思っております。

この滞納状況を見ますと、121か月以上滞納がある方が13件あります。それと、5,000千円以上が5件、3,000千円以上から5,000千円未満が5件、2,500千円以上3,000千円未満が3件、ここにある121か月以上13件というのは、この2,500千円以上から3,000千円未満、3,000千円以上から5,000千円未満、5,000千円以上のこの13件ですか。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

件数的には、いわゆるちょうど13件ずつということになっておりますけれども、もちろん滞納額が多ければ、月数が長ければ大きくなるという分析もしておりますが、13件全てがかぶるといふ方々ではございません。多くはありますけれども、全てではございません。

以上です。

**○21番（松崎辰義君）**

それから、原因別滞納状況を見ますと、本人死亡15件、本人病気・けが2件、転退職による収入減5件、生活保護1件、破産1件、これを見る限り返す力があるのかなど。いわゆるこれを見ればこの方々は生活するので精いっぱいな状況にしか見えないような状況ですよ。

それと、不思議に思うのは、本人死亡15件あります。その下には、本人死亡による相続人・保証人の滞納理由が書かれておりまして、転退職による収入減が5件ということです。15件中の5件がこう書かれております。ほかの方は、本人死亡の場合どうなっているんですか。そのほかに理由というのは、本人が死亡したということだけでは滞納の理由にはならないと思います。いわゆるその人のお子さんなり保証人が代わって返すということになるわけですから。だから、本人死亡による相続人・保証人の滞納理由が転退職による収入減、この5件、この5件しか理由はないわけです。ほかの10件はどういう理由ですか。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

この15件のうち、5件が転退職による収入減ということでございますけれども、滞納の原因といたしまして、御本人の死亡によるものということでございますけれども、こちらにより、その方の相続人なり連帯保証人なりがその後は支払っていくということでございますけれども、そのうちに明らかに転退職による収入減というものが理由として出されておるもの

が5件ということをごさいます、そのほかについては、いわゆる分納なり、納付なりで納めていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そちらということをごさいます。

以上をごさいます。

**○21番（松崎辰義君）**

分納とかそういうことではなくて、結局、滞納の理由ですから、どうしてこれを、いわゆる相続された方、連帯保証人の方が滞納しているのか、このところをはっきり書かなくちゃいけないんじゃないかと思うんですよ。

これは以前も言いましたけれども、本人死亡というのは滞納の理由にはならないんですよ。なぜ滞納が起きているのか、そこをきちんとしないと、だって、ここの中で本人死亡の滞納理由が15件、そのうちの5件が相続人、保証人の転退職による収入減と理由が書かれていますが、あとの10件は書かれていないですよ。分納されることは結構です、自分の生活がまず第一だろうと思いますから。そこは押さえながらも、どういう理由で滞納になっているのか、そこら辺はきちんと調べておかないと、あなた方はきちんとその理由を知っておかないと徴収もできないし、返済計画も立てられないのではないかと思うからです。

できるだけ返済をしていただく、少しずつでも返済をしていただく、これは借りた人の責任ですから、そうしていただくためにも、あなたたちはきちんとその原因というものを知っておかなくてはいけないんじゃないですか。これは原因別滞納と書いてありますけど、なっていないですよ。これはきちんとそういうところを調べ直して、新たにこの滞納状況の原因というものを出していただきたいと思いますが、できますか。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

議員が今おっしゃったように、債務者の方々は非常に高齢になっておられるし、状況等も以前と大分変わってきております。社会に置かれる立場というものも非常に狭いところに置かれている方々もおられますので、そういった部分で、議員先ほどおっしゃったように、理由等も再確認をさせていただきたいと思っております。

以上をごさいます。

**○21番（松崎辰義君）**

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、こういう滞納状況をきちんと調べるにはよく話し合うしかないと思うんですよ。そして、相手の事情もよく分かってする必要がありますと思っております。

令和4年度はまだ若干残っておりますけれども、4年度に何件訪問されて、何回ぐらい話し合いをされましたか。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

本年度1月末まででございますけれども、令和4年度の1月末までに訪問させていただいた件数としては23件ございます。

以上でございます。

**○21番（松崎辰義君）**

23件、この資料によると18人滞納されている方がおられるわけですね。分かるでしょう。1人の方に対して年間に2回も行っていないということですよ。多い人で2回なのか、5回行った人もおられるのかもしれないけど、それぐらいの訪問で返済計画ができるとは思いません。あなた方が本当にこの貸付事業をきちんとするならば、やっぱり訪問をし、話合いをする。23件訪問をして、何回ぐらいの話合いがされておりますか。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

23件、23機会ですね、こちらはお会いいたしまして、これは全てお会いした件数ということになっています。

以上でございます。

**○21番（松崎辰義君）**

これは本当にびっくりですよ。23件、いわゆる23回しか話合いをやっていないということですよ。滞納が出るのは当然のことですよ。話合いをして、何回も事情を聞きながら、相手が返そうかという気持ちになるためには真剣に話を聞いて、訪問をして、そういうことを繰り返さない限りは、年間に23回の訪問で返してもらえないとは思いませんけどね。この滞納を整理しようとするあなたたちの熱意を全く感じません。もう少し真剣に熱意を持って相手の懐に飛び込んで行って話をし、返してもらえるような、それはごく僅かずつでも借りたものは返すという原則に立って考えてもらう必要があるからですよ。そういう努力をあなたたちはやっていない。これはもう少し——もう少しじゃない、2倍も3倍も努力を重ねて、話合いを重ねて返してもらうように努力をすべきではないでしょうか。市長、この件はどのようにお考えですか。

**○市長（三田村統之君）**

滞納されている方にはそれぞれの状況が違うだろうと思っております。話し合えば解決できる見通しができるのか。しかし、何回かお会いして、その判断がなかなか難しい人、いろんな環境の違いで、担当課としても十分統一した対応ができないでいるということは事実だろうと思います。

しかしながら、誠意を持ってこの問題に——担当課がしていないということは私はないと思っております。努力はしていると思っております、担当課としての大きな課題でありますから。

ですから、今後また十分この点については検討しまして、どういう形で話し合いを見いだすことができるのか、このことはしっかり私も含めて検討してみたいと思っております。

**○21番（松崎辰義君）**

市長は努力もしているとおっしゃいましたけれども、23件しか訪問していないところに努力の跡は見えないですよ。ぜひもう少し寄り添って、親身になって話し合いを持つこと、そこから少しでも糸口が出てくる可能性というのはあると思います。

もちろん、市長が言われたように、どうしようもない部分というのはあると私も思っています。それは先ほど答弁の中でありましたように、住宅新築資金等償還推進助成事業補助金、これを活用して、少しでも八女市の財政に入れていただくような状況をつくっていく。これもあなたたちがきちんと相手と話さないという状況もなかなか生まれてこないと私は思っています。この事業について説明をお願いします。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

住宅新築資金等償還推進助成事業ということでございます。住宅新築資金等貸付事業の実施に伴っていろんな事務的な経費等も生じます。市町村の償還事務に係る事務負担の軽減、もしくは回収困難ケースの財政負担を軽減することを目的として県が市町村に対して行う事業でございます。国が2分の1の負担、県が4分の1の負担、実質4分の3の補助金となっております。あくまで貸した責任というものは行政にございますけれども、制度的にバックアップしたということで国にも責任があるということで平成4年から導入されているものでございます。

以上でございます。

**○21番（松崎辰義君）**

幸いにして、国、県がこういう事業をつくって返済の手伝いをすると。今の話では4分の3は返ってくるということですよ。ですから、この滞納状況を見た場合に、こういうものも大いに活用していかないと非常に大変な状況と、70,000千円は返ってこないという状況さえ生まれかねない。

ですから、こういうものも大いに活用して、やっぱり八女市の財政に入れていくことは十分必要だろうと思っております。そういう部分ではぜひ話し合いを続けていって、そういうことを——条件がありますから、誰でもいいというわけじゃありませんので、この条件をクリアするように進めていただきたいと思いますと思っております。

ぜひ、そのためには、先ほどから言っていますように、借りた方に十分話を聞いて、寄り添って、そして、そういうものについてもお示しをし、返す作業と一緒にすべきだと思いますので、その点、ぜひ力を入れていっていただくことを強く要望して、この項は終わらせて

いただきます。

時間がもうありませんけれども、最後の子育てのところに入らせていただきます。

まず学校給食の問題で、これは何回も話は、実際には議会の中でも個別でもやっていますけれども、なかなか難しい問題だと思っています。というのは、やっぱり大きな予算が要るからですね。それをどうするかというのがなかなかできないんですね。

ところが、やっぱり先ほども言いましたように、もう77万人という国の出生数、それから八女市におきましても400人を切っていくというところでは、これは大きな問題なんですね。

そして、先ほど言いましたように、国立社会保障・人口問題研究所が調査したように、今の若い人たちは産めない、圧倒的に多いのは子育てや教育にお金がかかり過ぎるからということなんですね。ですから、そこをどうするかということで考えれば、やっぱり近い将来、国はなかなか、地方でやれということで学校給食の無償化については自治体の問題だみたいな話をしていますけれども、これは自治体の問題だけじゃなくて、自治体と国と一緒に考えていくべき問題だと私は思っております。そういう転換をしていかないと非常に将来のビジョンがつかれない。

八女市の人口ビジョン、これを見ると、2060年を視野にと題して、戦略人口が2040年に4万5,300人程度、2060年に3万3,100人程度を維持したいと書かれております。

そして、八女市のことはよく分かりませんが、国で見ると80万人を切るというのはもう少し先の見通しだったんですね。それが非常に少子化が早く来ている、そういう時代になっているんです。

ですから、学校の給食を含めて、私は一番学校でお金がかかっているのは給食費だと思っていますので、そこに投資をしていかないとなかなか子どもたちが産まれてこないというか、そういう状況がつかれないんじゃないかと。それと、すぐ子どもが産まれるわけではありませんので、そういう状況をつくってやらないと子どもが産まれる状況にはならない。

そして、このビジョンの最後に、子育てしやすいまちづくりの推進として、子育て環境の一層の充実を図り、若い世代の子育ての希望の実現を目指す、若い世代の子育ての希望というのはお金がかかり過ぎると、そこを何とかしなければならぬんじゃないかと思っていますが、その点いかがでしょうか。

#### ○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

議員御指摘のように、保護者の皆様の状況等は、教育長の答弁にもありましたけれども、そういう状況については私どもも十分に理解しておるつもりでございます。それを基にしまして、今回の本定例会への給食費の補助の上程ということで努力をいたしておるところでございます。



今後も人口減の問題も御指摘がありましたけれども、それももちろん、我々も考えていかなければならないと思っておりますので、引き続き検討させていただきたいと思っておりますのでございます。

#### ○21番（松崎辰義君）

ですから、引き続き検討はぜひしていただきたいと思いますが、やはり予算の考え方、そこにウエートを置いて、いわゆる学校給食を無償化するためにはどういう予算の組み方をしなければならぬのか、そういうところに力点を置いてやらないと、この問題は、少しの予算をこちらからこちらに移してというところでは長続きはしないだろうと思っております。

そういう点では、随分今苦労されて、今度のやつもされているんだろうと私は思っておりますし、多分保護者の皆さんはこのことについてはかなり喜んでいただけるとは思っております。

ただ、根本的な問題として、どう解決していくかを今から予算を含めて考えていかないと、子育てしやすいまちづくりというのは八女市においてできないんじゃないかと思うから、あえて私は申し上げているわけです。ぜひそういう部分も、また予算の中でもいろいろ論議をしたいと思っておりますので、この点はぜひ今後の課題として捉えていただきたいと思っております。

それともう1点、私たち日本共産党が市民の皆さんに市政アンケートをお願いしましたが、ここの中でもやっぱり学費の無償化、それから学校給食の無償化が断然に多いわけです。このアンケートは子育て世代の方ばかりではないんですね。そういう方も含めてこういう結果が出ているということは、私はこの子育て世代に対して、また、子どもたちの支援に対して、市民の皆さんは大いに理解を持っておられると思っておりますので、そういう点も付け加えさせていただきたいと思っております。

それから、最後に入学祝金ですね。非常にありがたい、保護者の間からはそういう声を聞いております。しかし、私もどれぐらい金がかかるのか全く分かりませんでした。今度、中学校に入られるお子さんを持つ親御さんからどれぐらいかかるのか見せてもらいました。制服が63,500円、レインコートですね、自転車に乗るときのかっぱだと思いましたが、7,920円、合わせて71,420円、それから体操服ですね、トレパン、トレシャツ、ハーフパンツ、体操シューズ、スリッパ、そういうもろもろを合わせて22,041円、合わせると93,461円、服装だけでこれだけかかります。そのほかに自転車とかいろいろ買わなければならないものがあります。

自転車は幾らぐらいするのかと思って私もナフコに見に行きました。いろいろあるかと思っております。ただ、並んでいるのは40千円から50千円ですね。それがずらっと並んでいます。私は昔もう少し安かったなと思っていましたが、意外と高いもんだなと。そのお母さんが言われたのは、昨年より15千円程度高くなっているというふうに言われました。もちろん安い

自転車も探せばあるかと思えます。でも量販店といいますか、我々が自転車屋さんよりも安いかと思うところで、ナフコとか、そういうところに行ってみました。40千円、50千円なんですね。そして、子どもたちにとってはやっぱり友達と同じような自転車が欲しい。

ですから、今そういう状況下にある中で、少しでも入学祝金の増額、また、それができなければ制服、体操服、100千円ぐらいかかりますけれども、そういうものの現物支給というのを考えられないのか、その点をお願いします。

○議長（角田恵一君）

時間がございませんので、端的にお願いします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

入学に際しまして大変物入りの状況というのは十分認識いたしております。我々としみしても、近隣で入学祝金等というのはあまり聞いたことがございませんので、八女市としても精いっぱい頑張らせていただいているんじゃないかなと思っております。

さらに、経済的な応援ということで、就学援助の分野で入学準備金ということで、中学校入学時に60千円というお金を支出もさせていただいておりますので、精いっぱい努力はしているつもりではございます。

さらに、物価高という状況もございまして、今後も何か応援できないかということで検討をしてみたいと思っておりますのでございます。

○21番（松崎辰義君）

もう時間がありませんので、努力されていることは私もよく知っております。ただやっぱり、今の保護者の皆さんたち——終わります。

○議長（角田恵一君）

時間が参りましたので、21番松崎辰義議員の質問を終わります。

午前11時25分まで休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

8番高橋信広議員の質問を許します。

○8番（高橋信広君）

皆さんこんにちは。8番高橋信広でございます。早速ですが、通告に従いまして一般質問をいたします。

本日は、脱炭素社会の実現に向けた取組についてお聞きいたします。

脱炭素社会の実現という大きな課題は、昨年の3月定例会の一般質問において取り上げましたが、この1年間で基本的構想や一定の方向性が進んでいるものと認識しております。特に、本市の温室効果ガス排出量の要因がほとんどエネルギー起源によることから、八女市地域エネルギービジョンが策定され、今後の具体的な事業展開につながるものと推察しております。

そこで最初に、脱炭素社会の実現に向けた基本的な構想と八女市地域エネルギービジョンの位置づけや進め方について伺います。

次に、省エネ対策、本市としての再生可能エネルギーの在り方及びカーシェアリングの可能性について伺います。

最後に、懸案となっております八女市環境基本条例の制定について伺います。

執行部におかれましては、明快な回答をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

あとは質問席にて順次お聞きいたします。

#### ○市長（三田村統之君）

8番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、脱炭素社会の実現に向けた取組についてでございます。

脱炭素社会の実現に向けて、2030年までの基本的構想及び実施プロセスはどのように考えているのか。また、脱炭素先行地域の選定を目指すと言われていたが、今後の考え方や方向性はどうかという御質問でございます。

2050年カーボンニュートラル達成に向けて2030年までに達成すべき数値目標を設定し、その目標を目指してエネルギー消費の削減や再生可能エネルギーの導入を進めてまいります。

また、脱炭素先行地域については、カーボンニュートラル実現・SDGs推進に関する包括連携協定を締結した民間事業者との共同提案に向けて調整を重ねております。

次に、八女市地域エネルギービジョンは、どのような位置づけで策定されたのか、また具体的にはどのように進めていくのかというお尋ねでございます。

このビジョンは、第5次八女市総合計画に定めた将来都市像をエネルギー政策の側面から実現するための個別計画として策定しているものです。具体的には、省エネの実践、再生可能エネルギーの導入及び利用の推進、これらの普及啓発を図り、脱炭素社会の実現を目指してまいります。

次に、徹底した省エネに関しての意識づけ及び具体策はという御質問でございます。

省エネを実践するに当たっては、まず、利用しているエネルギー使用量を把握することが重要です。エネルギー使用量の把握ができるシステムの研究や様々な省エネの取組に関する啓発強化に努めてまいります。

次に、本市としての再生可能エネルギーは、太陽光発電が中心になるが多角的利活用並び

に補完する発電をどのように考えているのかというお尋ねでございます。

市内の再生可能エネルギーのポテンシャルとして、太陽光のほか、水力や風力、バイオマスが考えられ、発電や熱利用について導入の検討を行ってまいります。

次に、カーシェアリングについて、所有から共同利用という視点及びE V車の普及促進の両面で検討された結果と今後の取組はという御質問でございます。

本市では現在、八女市地域公共交通計画を策定中でございます。カーシェアリングやE V車の活用については、市内の状況や市民の自動車の利活用状況を考慮し、今後の検討事項としております。

市といたしましても、脱炭素社会の実現に向け、カーシェアリング及びE V車の普及促進について、今後も引き続き研究が必要であると考えております。

次に、八女市環境基本条例は、制定する適切な時期にあると考えるがというお尋ねでございます。

脱炭素社会の実現に向けた環境を取り巻く社会情勢を勘案しながら内容を検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○8番（高橋信広君）

まず、項目1と2というのは少し重なる部分がありますので、並行してお聞きしたいと思いますので、御了承いただきたいと思っております。

1年前に脱炭素社会、いわゆる2050年カーボンニュートラルに向けての質問をいたしました。この1年で一定の基本的な構想を策定するという回答がございました。

そういうところで、1つは地球温暖化対策実行計画、これの区域編ですね、これが私は基本的な構想と認識しておりましたけど、今回、八女市地域エネルギービジョンというのが策定されました。当然ながら、エネルギーに起源するCO<sub>2</sub>というのが八女市の場合はほとんどというところでは理解はできるんですが、まずここが、どうしてこういうベースになったのか、それとこの実行計画との関連性ですね、この辺りを少し御説明いただければと思います。

#### ○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

ちょうど1年前の一般質問のときに、今後、市の将来的なエネルギーに関するビジョン、あるいは目標の設定、こういったものに取り組んでいきますということでお答え申し上げました。その後、今、議員のほうからもおっしゃっていただきました八女市地域エネルギービジョン、こちらのほうを今年度策定いたしました。そして、今おっしゃった地球温暖化対策実行計画の区域施策編、これと今回策定しました地域エネルギービジョン、この考え方につ

いて御説明申し上げます。

まず、ビジョンを今回つくろうとした背景につきまして簡単に御説明させていただきますと、脱炭素社会、政府が申しあげました2050カーボンニュートラル、この宣言以降、非常に国内の動き、企業、自治体ともにカーボンニュートラルに向けた動きが加速してきました。

そういった中で、本市につきましても事業の取組をいかに早く推進していくかというためには、まずビジョン、目標、ここをしっかりと確立させないと、なかなか先に進むことができないということを考えたのが、まず1つ。

それと、このエネルギー、脱炭素社会を実現していくという取組は、環境分野だけではなく様々な分野で取組を行っていくという必要があります。こういった多方面の分野でやっていく上で、まず何をを目指すのかというところをしっかりと見据えないと、なかなか先に進めないというところもあります。

それと、ちょうどこのビジョンをつくる際に国のほうで補助金を準備してあったんですけども、国の支援がありましたけれども、早く着手する自治体に対しまして、国のほうはより有利な条件で支援をするという動きもございましたので、このビジョンにつきまして、10分の10の補助率で今回策定することができたという経過もありましたので、このビジョン策定を急いだというところがございます。

区域施策編のほうも、これは地域のビジョンを描くことには変わりありません。

ただ、もうちょっと区域施策編のほうは、内容を具体的な事業に踏み込んだ形の記述が求められてまいりますので、今回策定しましたビジョンに基づいて、区域施策編の見直し、これをやっていく必要があると思っています。全く別のものではなく、これは関連性のあるものですので、ビジョンに沿った形で、今うちが持っている区域施策編は環境基本計画の中に盛り込んでおりますけれども、まだ、今よりも国の目標が低い段階で策定したものでございますので、今回の政府の新たな高い目標、これに応じた形でこの区域施策編も見直していくという作業を今後予定しております。一応ビジョンと区域施策編の位置づけをそのように市のほうでは捉えております。よろしく申し上げます。

#### ○8番（高橋信広君）

今の御説明からいきますと、エネルギービジョンはエネルギービジョンと。それから、これから策定されるであろう地球温暖化対策実行計画というのもこれから策定する、形としては並行したものと認識したほうがよさそうですけど、それでよろしいですか。

#### ○環境課長（石橋信輝君）

区域施策編というのは、今現に運用しております。地球温暖化対策実行計画には、事務事業編と区域施策編という2種類がございます、事務事業編は主に公共の事業に関して取組を行うもの、地域施策編は地域全体でどのような取組をしていくかということをもとめたも

のでございます。

事務事業編も今見直しを図っておりますけれども、これは今度が第5次という形で見直しをかけさせていただきたいということで、今作業を行っております。

区域施策編も、自治体によっては独立して区域施策編というものを持っている自治体もございしますが、うちの場合は環境基本計画の中身に内容を盛り込んで、そういうふうにつくっていいということで国のほうの指導もございましたので、そういった形でやっておりますが、先ほども申しましたように、目標の設定が変わりましたので、これに合わせて区域施策編を見直していくということで考えております。

それともう一つ、脱炭素先行地域という、国が今100地域のモデルをつくろうという事業をやっております。これにも市としましては、ちょっとトライしてみようということで今行っておりますが、その選定要件の中に、区域施策編を含めた実行計画の見直し、これを行うことということもつながっておりますので、そういった観点からも、今後そういう実行計画、今ある実行計画がございしますので、そちらのほうの見直しの作業をしていきたいと考えております。

以上です。

#### ○8番（高橋信広君）

何となく分かったと言うと申し訳ないですが、これからつくられる、もう1年かかるのか、半年になるか分かりませんが、地球温暖化対策実行計画、その区域施策編とそれから事務事業編ですね、それを拝見してから理解できるのかなとは思っています。

ただ、今のエネルギービジョンの中に、どうしても市民、それから事業者という方々にいろいろお願いする部分というか、当然ながら市だけではできない、そういう中に、中身を見ると非常に難しい内容が含まれて、特に市民の方があれを見ても、ほとんど分からないという言い方はよくないかもしれませんが、理解できない。特に、非エネルギー起源のCO<sub>2</sub>については僅かですけど、例えば、ごみ問題とか3Rのこと、そういうことは全く触れられていないので、今度の地球温暖化対策実行計画の中には多分盛り込まれるだろうと思っておりますので、そういうことでもう少し広がりのあるというか、市民、それから事業者を巻き込むような計画にぜひしていただきたいということで、これについてはお願いしておきます。

あと、この中に、本来でしたら環境審議会の中でもう少し研究すればよかったんですけど、少し分からない部分がある。これは建設経済部長にお聞きしたいんですが、CO<sub>2</sub>の削減というところが非常に数値として大きいんですね、八女市の場合は。一般的には、国のやつで7%ぐらいの吸収だったと思います。八女市の場合は21%という数値があって、それから対策を練っていても、基本的にはその絶対量は変わらないという数値になっていきますけど、この辺りの試算はどういう形で、それから精度というところはどうか、この辺りをまず

お尋ねいたします。

**○建設経済部長（若杉信嘉君）**

今の御質問ですけど、エネルギービジョンにある吸収量の関係も踏まえたところでの考え方でございますが、この数値は、今、八女市の森林における現状に基づく木材の蓄積量等で計算をされておるところでございます。

例えば、この数値を高めていくとかということに関しまして、特にこれを高めていくということは、はっきり私としては断言はできませんけれども、最低でもこのビジョンにある数値、今10万8,692トンのCO<sub>2</sub>となっておりますが、この数値を保つこと及び、または超えることを目標に取り組をしていかなければならないと思っています。

現在の八女市の森林状況を若干申しますと、人工林の杉、ヒノキ、これはほとんどが民有林でございますが、約74%を占めておりまして、そのうち林齢が51年生以上、これが約67%あります。今後は年々、高齢級の森林がもちろん年数たつごとに増えていきますので、そういうことを考えて、一方で、森林におきます二酸化炭素の吸収能力ですね、これは針葉樹の林齢が10年から40年生が最も活発であり、吸収量も高くなると言われております。それから、40年生を過ぎると急激に低下していく、いわゆる高齢級化していく杉、ヒノキの吸収量、二酸化炭素の吸収量はどんどん落ちていくということで、このことを踏まえすと高齢級化していく八女市の森林状況からは、現状のままでは徐々に減少をしていくということで、これから先、やはり荒廃している森林の再生、それから高齢級の森林を今度は更新をしていくことの施策が必要であると考えております。

要は、これからの八女市の森林における二酸化炭素吸収率とかを高めていくためには、今後計画的に伐採を行い、その木材を使う。要は二酸化炭素を固定するですね、使って。そして伐採した山には新たに植栽をします。そういう施策を今後、社会情勢の変化に応じながら森林施策を積極的に取り組んでいくことが必要ではないかと思っていますところでございます。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

今の説明で更新、あるいは整備というところが非常にポイントになるということでしたが、もう一つは、この整備をしていくプラス、昨年もちよっと触れさせていただきましたけど、早生樹というのを八女市としてどうしていくかということについて、もし検討された、あるいは早生樹の場合はどんどんつくられても、肝心な利用価値がどうなのかということところが大きなポイントと思っていますが、その辺りも含めて、何か進展があったらお聞かせいただければと思います。

**○建設経済部長（若杉信嘉君）**

昨年的一般質問の中で、あれは早生キリの関係を若干お話あったとちょっと記憶している

んですけれども、現在、荒廃農地あたりに早生キリを植えて保育をしていくということの地域の方々の考えの中で、市におきましては、現在、林業振興課を中心に担当部署において国の補助事業の活用、あのときも若干触れたと思うんですけれども、その協議を今県とやっているということでもちょっと聞いております。国の補助事業も様々な基準、それから制限等がありますので、その補助基準に基づく内容の検討及び協議をやっているというところがございます。

今後は、荒廃農地への、例えば、山林も含めて樹木の植栽ということにおきましては、特に農地に関しては前回も言ったと思いますが、農地の関係法令ですね、そういうところの制限とか、そういう関連性もございますので。

また、早生キリにおいては5年から6年で伐採をされるということで、それから伐採した後の出荷先の確保というのが、現状としてはまだどういふものかはちょっとはっきり分かっておりませんので、そこら辺りを踏まえて、農地法の関係の部分と出荷先のところを課題として捉えて、現状、そこら辺りの研究をまたやっていきます。山林への早生樹植栽も踏まえて、どうしても地域との情報共有、また、サポートをしっかりと今後行いながら、先に述べた課題等の研究協議をしっかりと図って行って、推進できる部分と、もちろんできない部分とかいろいろあるかと思いますが、そこら辺りを見極めて取組を進めていきたいというところで考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○8番（高橋信広君）

ありがとうございます。今のお話では、早生樹自体がまだ完成したものが無いので、いわゆる出荷先、一番大事なのはこの出荷先、いわゆる利用価値がどこまであって、しっかりと完成——完成とは5年後のものが生かされるかどうかというのが大きなポイントとっておりますので、その辺りをできるだけ早期に、既に地域によってはできていると聞いておりますから、この辺りが一番大きい問題かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、補助金のお話がありましたけど、早生樹じゃなくて、先ほどの、いわゆる森林の整備、こういうところに、いわゆる環境税以外のものがこれから検討されるなど、この辺りはいかがですか。

#### ○建設経済部長（若杉信嘉君）

現状、森林の整備に関しましては、国、県の補助もございます。あわせて、森林環境譲与税を一部財源として市のつぎ足しを行って、例えば、保育、要は下刈りとか、間伐とか、あと植栽等々に関しまして、あと作業道とかですね、そういうものに対しまして、市もつぎ足しで補助をやっております。

そういった部分で、今後、森林環境譲与税の活用ももっと踏まえて、これからは時代時代



に応じた山林の状況というのは変わってきますので、そこら辺りの補助支援を行って、例えば、先ほど言った、切って、使って、植えて、育てるという部分にしっかり支援等も行っていきたいと思っているところでございます。

以上です。

#### ○8番（高橋信広君）

このカーボンニュートラルに当たっては、八女市にとってはこの森林による吸収量というのは非常にポイントになると思いますので、ぜひよろしくお聞かせしたいと思います。

それから、今の吸収量であったり、それから排出量、これはちょっと課長にお聞きしたいんですけど、その測定ですよ、これが基本的に全国ちゃんと統一したものでやれるのか、前回の福岡県のやつも見直したら数値が変わっていると、こういうところからいって、統一したものがなくて本当にカーボンニュートラルというのが、ましてや八女市だけで本当に可能なのか、私もよく分からないんですけど、その辺りいかがですか。

#### ○環境課長（石橋信輝君）

お答えします。

今回の地域エネルギービジョンの策定においても、どういった内容、どういった分析をかけるかによって、そのベースとなる数値をどこから持ってくるか。例えば、環境省が示している数値があったり、経産省のほうが出している数値があったりというところが実際あって、じゃ、その数値は統一性が取れているかというのと、必ずしもその数値はまた別の数値であるということで、今おっしゃいますような統一性を持たせていくことができるのかというのは、今現時点においては、まだ難しいのかなというところです。

我々も今後、その目標設定はしましたものの、これをどのようにまた達成に向けて動いていくかによっては、国のほうともいろんな情報交換しながら、当然改善点とかも見えてくると思いますので、そういったところに注視して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

#### ○8番（高橋信広君）

この部分は統一したものというか、何かないとなかなか見えないところがあると思いますので、一方では、事業というところをしっかりとやりながら、どこかでそういう形にはなるような気がしますので、あんまり数値にこだわる必要はないのかなとは、今の段階では思っております。よろしくお願ひします。

それと、脱炭素先行地域、これについては、まだ——まだじゃなくてこれから、いわゆる提案していこうという市長答弁でしたけど、これは民間の事業者と共同でということでお答えがありますけど、支障ない程度で、このような進捗も含めてどんな方向にあるのか、大体どの辺り、この事業というか申請は非常に確率が低いと言ったらあれですけど、いわゆる選

定されるにはそれなりにハードルが高いような気がしております。この辺りも含めてお答えいただければと思います。

#### ○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

脱炭素先行地域の申請に当たりまして、これは先ほどちょっと触れました国のほうで全国100ぐらいの先行した地域をつくって、それを全国に紹介して横展開を図っていくと、そのような狙いがある国ほうが進めている事業でございます。

これまで四十幾つぐらいのエリアが今選定されている状況だと思っておりますが、回を重ねるごとにかなりハードルのほうも上がってきております。最初は自治体だけでも公共施設を使ったモデルとか、そういったものでも選定される場合もあったんですけども、現時点では民間とタッグを組んで共同申請しないと通らないという状況になっています。要は、国のほうも再エネ設備の導入とか、省エネの推進をやるに当たっては、民間の推進力、これが欠かせないということで、なかなか行政だけではそこを推し進めることが難しいという判断もあるのだらうと思っております。

そういったことを踏まえまして、現在、市としましては、昨年秋にエネルギー、SDGsとカーボンニュートラルに関する包括連携協定というのを結びました企業がございまして、そちらのほうと、今度、来年の7月が次回の申請時期として予定されていますので、そこを見据えて、今中身をいろいろ検討しているという状況で思っております。

ちなみに、今現時点、具体的なところは今詰めているところなんですけれども、市としてはこれだけ豊富な地域資源があるというところ、また、中山間地と平たん部、こういった立地的な特徴を持つ本市にとって、1市3町2村の合併前の旧エリアがありますけれども、それぞれに特性があります。そこをうまくそれぞれの地区の特性を引き出して、再エネの導入とか、蓄エネの導入、省エネ、そういった仕掛けができないかということで、エリアをちょっと意識した形で全体的なまちづくりをイメージしていくと、今そういった基本的な方向性を持って具体的な中身を企業と一緒に整理しているという状況でございます。

以上です。

#### ○8番（高橋信広君）

これについては、改めてお聞きすることがあるかもしれませんが、ぜひ頑張ってください、申請が通って選定されますようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、徹底した省エネという言葉がたくさん入ってきます。そういう意味で、これは啓発という言葉で省エネに対する啓発と、それから実態をどう見るかという、そういう答えでしたかね。要は現状を知るところが一番大事だということでしょうが、具体的にもう少し——省エネというのは非常に幅広くて、一定の優先順をつけていかないと省エネ、特に削

減量の多いところからやるということがポイントかと思いますが、具体的にはどういう形でやられようとされているか、これについてお答えいただけますか。

**○環境課長（石橋信輝君）**

お答え申し上げます。

今回策定しましたエネルギービジョンにおいても、省エネの推進というのは重要な位置づけを担っております。実際、具体的にどういうふうに進めていったらいいかということは、今考えておりますのは、まずエネルギーの使用量、どれだけ利用しているかというのを知るという、この情報を得ることがまずスタート地点になるのかなと考えます。今いろんな会社でエネルギーマネジメントシステムの開発とか、アプリですとか、そういった調査機器、こういったものもいろいろ作られてきておりますので、企業でありますとか家庭において、そういったところで使用しやすいもの、そういったものをいろいろと研究をしていきたいなということで考えております。

それと、部門別でいいますと、本市の特徴としまして、産業部門と運輸部門、ここのエネルギー使用量が非常に高いという特徴がございますので、この部分につきましては、特に省エネの推進を図っていく必要があるかと思いますが、いずれの分野にしましても民間とどのように連携を取るかということが非常に大事なところになると思います。

今回、エネルギービジョン策定につきましても、民間の方々も一緒に入ってくださいながら策定しましたけれども、これを今後推進していくという形をこれからつくっていくかなきゃならないと思っております。民間の方との連携をつくっていくに当たって、どのような仕掛けが効果的なのか、そういったところを今後検討していく必要があると思っております。

また、省エネの推進を図る上では、個別に言いますと、やはり省エネ住宅、これが普及すること、これが1つ大きなポイントを握るのかなとは考えております。

また、省エネのLED化ですとか、省エネ機器への更新、こういったものも効果が高いと思いますし、また、DXの推進、ここと関係づけた取組、こういったものも今後研究していく必要があるなというふうに考えております。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

この省エネについては、本当に幅広く対策が必要だと思いますが、そういう意味では、やっぱり分野別、今言われた産業部門、その他業務部門、家庭部門という中で、どういう優先順位でやるかというのは体系的にやらないとなかなか削減に、ばらばらというよりか、総合的な対策が必要というふうに思います。

それと、今回、例えば、家庭部門において、ああいう冷蔵庫であったり、エアコン、突発的な補助金、それも高額なですね、ああいう形の単発ということになると、どうもこれが継

続性というところについて広がりがなくなりますので、その辺りはしっかりと補助金の出し方も含めて、今年はこの形でやるということでぜひやっていただきたいと思うんですが、これについて何かコメントがあったらお願いします。

**○環境課長（石橋信輝君）**

お答えいたします。

おっしゃるように、効果的な補助金、こういったものも考えていく必要があると思っています。今、環境課のほうで取り組んでおります住宅用の太陽光発電設備及び蓄電池に対する補助金、こちらのほうも継続的にやっておりまして、蓄電池につきましては2年前からですか、メニューに加えて取組をやっております。来年度に向けてエネルギーをためる技術、これをいかに普及させるかというのが、1つは今後の取組方の取り組むべきポイントの一つになろうと思いますので、来年度につきましても、ちょっとまた要求させていただいておりますけれども、そういった形で効果をちゃんと見ながら補助金の在り方とか支援の在り方を検討してまいりたいと思います。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

やっぱり大きいのは住宅そのものを含めて、新築の場合はやりやすいかもしれませんが、現状の既存の建物、これについての対策というのが一つポイントかと思っておりますので、ぜひ省エネについては体系的な取組をよろしく願いいたしたいと思っております。

次に、再生可能エネルギーについてのエネルギービジョンを拝見しても、基本的に太陽光、これがベースになっていくのかなと思います。具体的にほかの、例えば、小水力発電であるとか、バイオマスとか、その辺りの具体的なことを考えておられればそれについて、それから、太陽光についても——太陽光については後ほど言います。ほかはどうかについてお答えいただけますか。

**○環境課長（石橋信輝君）**

お答え申し上げます。

再エネにつきまして、本市におきましては太陽光発電が主力になるだろうというのは、前回からも御答弁させていただいている内容でございますが、今回、ビジョンの中に描かせていただいているポテンシャルが高いもの、利用価値が高いものとして木質バイオマス、また水力、ここの発電にも触れております。

ただ、本市におきましては、いろいろ自然エネルギーの素材を見ますと風力、これも可能性としては出てくるんだろうと思いますが、なかなか大型のものというのは設置が難しいのかなと思います。

また、バイオマスも木質だけではなく、例えば、ふん尿を使った発電とか熱エネルギーと

か、こういったものも市内のそういった事業者、事業をされている方もありますので、そういった素材を活用するというのも、一つ研究の余地はあるのかなと思っております。

それと、より再エネが普及すれば、安定的にどう運用するかということが一つ大事になってくると思いますけれども、そういったことを踏まえたと、将来的には水素の研究とか、そういったものも考えていく必要があるかと思います。

いずれのエネルギーにしましても、様々な分野、主体と関係して、連携してやっていく必要があるかと思いますので、その辺の連携の取り方というものを今後、内部でもしっかり研究して、ほかの部署とも連携しなきゃいけないので、そういったところで取組を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

#### ○8番（高橋信広君）

太陽光以外についてはまだまだ研究の余地がありそうなので、それについてはぜひ今後に期待したいと思います。

太陽光なんですけど、太陽光についてこれから今たしか家庭用では、10キロ未満だったら16円程度になっていますので、基本的に売るということでの期待より、使う、使用する、再エネを使って、エネルギーを自分のところで回転していくという、そういう方向にあるのかなと思いますが、そういう中でPPAモデル、これがこれからは八女市にとっては非常に効果があるのかなと思うんですが、これについて取組を、今後市としてどのような考えなのか、これについてお答えいただけますか。

#### ○環境課長（石橋信輝君）

お答えします。

今後、再エネ設備の導入を推進するに当たっては、今おっしゃいますようなPPAの方式ですとか、リース方式、こういったものをしっかり導入してやっていかなければ、スピーディーな取組にはつながらないのかなと考えております。

PPA等を活用しますと、設備への初期投資が不要になりますので、そういった利点も活用しながら導入を推進していくというやり方が今後必要になってくると環境課のほうとしては考えております。

以上です。

#### ○8番（高橋信広君）

広げる中でPPAの考え方が、所有者ではなく使う側だけで、所有者は別の事業者がやるということだと思ってるんですが、そういうやり方で何か市として促進するような手があれば広がるような気がするんです。逆に広がっていただかないと困ると思うんですが、先々そういう検討はされる余地がありますか。

**○環境課長（石橋信輝君）**

お答え申し上げます。

P P A方式とか、こういった取組を推進していくに当たりまして、実は今立花町にありますかがやきという福祉施設、温浴施設が備わっているところなんですけれども、こちらのほうを活用して、モデル事業といいますか、そういった形で取組をやっておりまして、先に申しました、昨年協定を締結しました事業者さんが試験的にやって、太陽光発電と太陽熱、温浴施設がありますので、そこで熱エネルギーを活用するということと、部屋の一部を災害時の停電時に電力を供給するとか、そういった仕組みを今モデル的にやっております。それをリース方式のほうで検討しながらやっている、進めているということです。

市としても、こういったモデル事業に取り組みながら、今後の本格的な導入推進につなげていきたいという考えを持っております。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

今の話は、まず公的な公共施設から、このP P Aを活用しながら広げていこうという意図だと理解しましたが、そのようなことでよろしいでしょうか。

**○環境課長（石橋信輝君）**

おっしゃいますように、やはり公共施設、公有地の活用とか、そういったところから行政がリーダーシップを取ってやらないとなかなか広がりがいいのかなと思っておりますので、そういったところを心がけてやっていきたいと思っております。

**○8番（高橋信広君）**

ちょっと時間の関係で質問はしませんが、昨年、たしか県の事業というか発表された内容があったと思いますが、福岡県エネルギー利用モデル構築促進事業ということで、たしかこれは昨年発表されているんですね。これを踏まえて、災害時に再エネをどう使うかというところ、これと今おっしゃったことが連動するのかなと思いますので、今後、再エネの活用をまずは公共施設に広げながら民間に広げるという施策をやっていくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

それから、太陽光が既に30年超えているところも多分あると思うんですよね。30年超えた、40年とかになったときに、パネル自体のこれの再生ができるのか、あるいは焼却するのか、ここについてはどのような動きなのか、これについてお尋ねいたします。

**○環境課長（石橋信輝君）**

パネルの最終的な処理につきましては、これは国のほうでも課題としてしっかり認識しておりまして、大部分がリサイクルできるということで、今国のほうでも示されておりまして、実際、先日も県内にリサイクル事業者がまた1つできたということで報告も受けております

ので、今後、そのリサイクルに向けた動きというのは加速するんじゃないかならうかと考えております。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

ということは、まだこれから具体的には、例えば、リサイクルが大体どのぐらいかかるかとか、それからリサイクルしたものを、今度は自分の同じところに設置する方法とか、これからはそういう課題に向けて検討されるということによろしいですか。

**○環境課長（石橋信輝君）**

お答えします。

今おっしゃいましたようにリサイクル、どのようにまた流れていくのかということと、やはりコストの問題というか、そういったところが今後、また整理されていく課題だと思っております。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

再エネの、特に太陽光についてが八女市にとっては活用度合いというのは一番だと思しますので、これをどういうふうに広げるかというところをぜひ取り組んでいただきたいということで、これについては終わります。

次に、カーシェアリングのことですが、これも1年前に八女市としてカーシェアリングの在り方、検討しても面白いのではないかと。1つは、車の絶対数を減らすということはもちろんありますが、EV車によってCO<sub>2</sub>削減につなげる、あるいはEV車の促進につなげるということから御提案しているんですが、これについて検討結果のほうをまずお聞きいたします。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

まず、カーシェアリングについての検討の状況なんですけど、近隣はどういう状況かというのをまず調査させていただきました。近隣でいいますと、久留米市に15か所、筑後市に1か所、柳川市、大牟田市に各2か所、それに小郡市に4か所設置されているという状況でございます。設置されている場所が、いずれもJRや西鉄電車の沿線となっておりまして、設置の目的というか、そういう部分が日常生活で使う部分というよりも観光客の方が来られて、そこから2次交通として使われているというところが拝察できるんじゃないかなと思っております。

今年度、八女市地域公共交通計画を策定させていただいていますが、その策定委員会の中で、カーシェアリングの活用について議論になったところでは、計画の策定段階で実施しま

した市民アンケートによりますと、市内のマイカーの利用率が多いということ、それと現状から考えますと、日常生活における市民の移動手段として、なかなかカーシェアリングという部分が受け入れられるかどうかというのは疑問が残るところで、なかなか前向きな議論にはならなかったというところでございます。

またあわせて、EV車の件も同委員会の中で議論をしていただいたところなんですけど、EV車につきましては、乗用車ではハイブリッド車やガソリン車のほかにEV車も見かけるようにはなりましたが、バスやトラックといった大型運送ではなかなか実用に至っていないという状況が見受けられると。ニュースでは、西鉄バスさんが北九州市ですかね、そういったところで一部導入を検討されているというお話を聞きますが、なかなかそういった部分が出てこないということと、もう一つは八女市の地形は山間部を有しておりますので、坂道や距離の長さ、そういったところを考えますと、なかなか現時点でEV車の活用をどうしていくのかというのは難しいんじゃないかということでもございました。

ですから、委員の中でもカーシェアリングであったりとか、EV車の活用、そういった部分は重要認識されておりますが、じゃ、それを具体的にどうしていくのかということまでには至らなかったという状況でございます。

以上でございます。

#### ○8番（高橋信広君）

もう一つ、総務部長にお聞きしますが、公用車のEV車について、カーシェアリングとして休日、日曜日、土曜日に貸したらどうだということを御提案しましたが、これについていかがですか。

#### ○総務部長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

1年前の議会のほうで、そういうカーシェアリングの公用車の活用ということで御提案をいただきまして、検討をしておりますが、結論といたしましては、現段階で具体化は難しいだろうと考えております。

1つは、市が所有する車をシェアリング、共同利用するということは、なかなか管理の面であったり、事故の対応であったり、その辺について、所有するものを共同利用とするのは厳しいだろうということがございます。

それから、例えば、市も利用する側という形でリース会社の事業の中に登録をして、市民の皆様と一緒に共同しているよという取組も先進事例ではございますが、そういう事業者がこの八女の地域でそういう事業を展開できるのかということもございまして、そういう市民の皆様のニーズ等の課題もあるということで、なかなか現段階では厳しかろうという判断をしております。



昨年、日産グループの協定の件も申し上げましたけれども、我々が連携協定を結んでおります日産グループの電気自動車の関係でございますが、その中に電気自動車の広報という項目もございます。そういうところの部分をしてこにして何かできないかという問合せ等をやっておりますが、これについてもなかなか無償という形では厳しいという御返事をいただいておりますので、繰り返しになりますが、現段階ではそういうふうな判断をしているところでございます。

以上でございます。

#### ○8番（高橋信広君）

残念ですが、EV車のカーシェアリングですね、そういう意味でEV車を増やすためにどうするかということと、環境負荷低減にどうつなげるかという観点での話ですので、今後、いわゆる所有じゃなくて、違う形で持つことも可能でしょうし、そういうことも含めて今後御検討いただければと思います。先々は必要になってくると思います。

最後の質問になりますが、八女市環境基本条例についてですが、この基本条例については平成30年12月議会の一般質問に対して、市長答弁で令和元年度中に上程しようという考えを示されました。

しかしながら、その後、今回質問している、いわゆる脱炭素社会に向けて地球温暖化問題というところから一定の方向を決定してから制定したほうがいいたろうという御意見もあって延期になっておりますが、エネルギービジョンも策定された今でございますので、市民や事業者の方々に意識づけという意味でも、今制定する時期ではないかと思っております。これについては松尾副市長、いかがでしょうか。

#### ○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

環境基本条例を制定する時期が今が適切かどうかということでございますが、私の考えとしては今が最適であるとも思わないし、今が悪い時期であるとも、条例を制定する時期というのは非常に難しい判断が必要だろうなと思っております。

実際御指摘のように、事務方ではたたき台も含めてきちんとつくっていきながら、平成30年答弁を踏まえて準備をしていたのは事実でございますけれども、私自身はカーボンニュートラル宣言を当時の菅首相がされた以降、いわゆるグリーン産業戦略、グリーン成長戦略という形で経済活性化のほうに大きく政府は今かじを切っていると理解をしています。そういう意味では、私は今、環境課を超えた市の政策として、いわゆるグリーン産業という形で機運を盛り上げていくことが一番重要であろうと思っております。

したがって、環境基本条例をつくる、つくらないの前に、いわゆるエネルギー政策を先につくりなさいとか、いわゆる先行地域として名乗りを上げなさいというのは、八女市の

地域特性を生かした環境産業をつくる必要があるのではないかと思うからです。

確かに課長も答弁しましたように、省エネというのは非常に重要なエネルギー政策の一つではありますが、それをすることで、果たして市の産業としての環境、いわゆるグリーン戦略というのが成立するのかどうかと考えたときに、今政府がしっかりシフトを経済のほうに置いて、補助金も事業推進も民間の投資もやると言っている中では、そちらを優先したほうがいいだろうと思っています。

そういう意味では、事務屋が用意してきた環境基本条例というのは、近隣を見てもそうですけれども、環境保全条例にプラス自然環境を盛り込んでいったということですので、そこまでの、いわゆる経済戦略まで含めたところの視野がないという点では、今その素養があるのに今が環境基本条例をつくるタイミングなのかというのが推しはかれないという、そういう意味で、最初の答弁に戻りますけれども、今が適切な時期なのかどうかについては非常に判断しかねるところがあると思っています。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

ということは、基本条例ということよりか、ほかの条例——条例というか、条例にこだわられませんけど、先ほど言われた環境、いわゆる社会経済活動につながるような内容のものを検討する、そういうことで先々検討したいと理解してよろしいのでしょうか。

**○副市長（松尾一秋君）**

環境基本条例の中身について言及したと受け止めていただくと、非常に私の答弁としてはそこがあるのではないかと思っています。私自身は、環境保護条例にこだわるよりも、いわゆる具体的なグリーン産業戦略にのっとった事業を進めたほうがいいのではないかと申し上げているということですので、そういった理解をしていただければと思います。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

これについては基本条例の云々ということも含めて、改めて御検討いただいて、どうされるかということは決めていただければと思います。

最後になりますけど、市長にお尋ねしたいと思います。

脱炭素社会、いわゆる2050年カーボンニュートラルに向けて、これを実現するのは大変難しい課題と思っています。何よりもトップの方々の覚悟とリーダーシップが不可欠と思いますが、市長のお考え、思いというところをお聞かせいただければと思います。最後をお願いします。

**○市長（三田村統之君）**

大変難しい課題だと思っています。十分、国の考え方なり、指導を受けながら、できれ

ば八女市に合った環境条例、そういうものを検討していくことは必要だろうと思いますから、これからしっかり庁内で検討していきたいと思います。

**○8番（高橋信広君）**

脱炭素社会の実現に向けての取組というのは、温室効果ガス排出を実質ゼロにするということが大きな目的と思いますが、SDGsそのものでもあります。

一方、八女市にとって重要なことは、地域がよくなる。地域経済の活性化、例えば、農林業の新たなビジネスモデルという創出が可能になるという大きな成果も期待できると思います。

市長をはじめ、執行部の皆様には、本市としての成長戦略を考えていただき、八女市発展の新たな切り口にしていただくようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（角田恵一君）**

8番高橋信広議員の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時30分 休憩

午後1時30分 再開

**○議長（角田恵一君）**

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

11番萩尾洋議員の質問を許します。

**○11番（萩尾 洋君）**

皆さんこんにちは。本日、私は議員としての最後の質問となります。執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁をお願いしたいと思います。また、傍聴者の方、本日はお見えいただき、誠にありがとうございます。

それでは早速、さきの通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1つ目は、消防団のあり方についてということで、喫緊、消防団員の確保が非常に困難な地域があると伺っております。それにはある2つ、3つの要因があるのではないかと。団員報酬はどうなのか、団員の負担軽減はされているのか、効率的な組織運営は日々改善されているのかという点でお聞きしたいと思います。

2点目は学校教育、特に中学校についてです。

令和5年度から市立中学校・義務教育学校とも制服が変更になります。この制服の変更はなぜ行われたのか。また、保護者に対して負担がないのか。制服変更に伴った校則の見直しはできているのか。また、校則を各学校の先生たちが理解できて生徒に対応されているのか、その2点をお聞きしたいと思います。

あとは質問席に着いて質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ○市長（三田村統之君）

11番萩尾洋議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、消防団のあり方についてでございます。

団員確保はスムーズにできているのかというお尋ねでございます。

本市におきましては、消防団業務を円滑に遂行するため、地域の実情に応じて必要な数の確保を求める国の指針を踏まえ、八女市消防団条例において必要な定員を定めております。

消防団員の確保につきましては消防団が行っており、具体的には消防団の各支団を構成しております分団または部ごとにそれぞれが管轄する地域の勧誘対象者の自宅を消防団員が訪問し、直接勧誘を行っております。

消防団員数の減少につきましては、全国的な課題となっておりますが、現状におきましては、団員定数をほぼ満たしている状況でございます。

次に、団員報酬は適当か。また、支払方法はというお尋ねでございます。

消防団員の報酬額等につきましては、国が定めた基準や近隣自治体の状況に基づき、八女市消防団条例で定めております。

団員報酬の支払い方法は、個人口座への直接振込により支払っております。

次に、団員の負担軽減はどのように行われているのかという御質問でございます。

八女市消防団の組織といたしまして、一定期間の消防団員を経験した人を対象として、特定の災害任務のみに従事していただく機能別消防団員の制度を導入しております。

この制度は、消防団員ごとの事情による柔軟な活動形態を選択できるため、日中出動できる経験豊富な人員が確保できており、消防団活動の負担軽減につながっております。

また、操法大会の競技内容の一部簡素化や、定例の活動において必要な時間に限るなど、効率的な運用を図っております。

次に、効率的な組織運営に向けて、日々改善されているのかという御質問でございます。

八女市消防団は、平成27年度にそれまで5団あった消防団を1つに統合いたしました。その際、旧市町村単位に6支団を配置し、効率的な団運営が行える体制を構築しております。

また、各支団では、定期的に会議を行っており、消防団員からの提案等につきましては、必要に応じて支団長会議に諮る形となっております。今後も消防団員の意見等を反映させながら、一体的な組織運営ができるように指導してまいります。

学校教育（中学）についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたします。よろしくお願いいたします。

#### ○教育長（橋本吉史君）

11番萩尾洋議員の一般質問にお答えをいたします。

2、学校教育（中学）について、令和5年度からの制服の変更は、市立中学校・義務教育学校とも同じ制服かとのお尋ねでございます。

新制服につきましては市内統一の制服となっておりますので、市立の中学校、義務教育学校とも同じ制服でございます。また、新制服は、令和5年度の新入生から順次導入されますので、令和5年度と令和6年度は、校内に新旧制服が混在し、令和7年度に全て入れ替わることとなります。

次に、校則の見直しはできたのかとのお尋ねです。

校則の見直しにつきましては、制服の変更に伴いまして、現在、各学校や中学校校長会において検討がなされており、年度末までに見直しを終える予定でございます。

次に、教諭の校則に対する理解はできているのかとのお尋ねです。

校則や目指すべき学校像、生徒像について、全ての教職員が理解することは、生徒指導の第一歩であると考えております。4月になって新しいメンバーがそろった後、すぐに共通理解の場を設け、同一歩調で生徒指導を行うことができるようにしてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○11番（萩尾 洋君）

最初に、団員の確保というのを一つの質問事項に上げております。やはり少子高齢化に伴って、若い人たちが他市、他県に流出してしまう、若い人たちがいなくなる。どうしても団員の平均年齢というのは上がっていくと思います。

私がここに4つ質問事項を出していますが、全て団員確保に関わる問題として、シャッフルして質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、消防団の活動目的というのは何でしょうか。

#### ○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

消防団は、消防組織法に基づきまして、市町村に置かれる消防機関であり、消防団員は本業を持ちながら地域の安全・安心の確保のために活動している非常勤特別職の地方公務員であります。消防団員は、火災出動や訓練のほか、大規模災害が発生した際も出動し、住民の避難誘導、救助など、多岐にわたり消防防災体制の中核的な役割を担っており、地域の安全・安心に欠かすことのできない存在であると認識をしておるところでございます。

#### ○11番（萩尾 洋君）

消防団の存在というのは、消防署にとっても非常に貴重な存在だと思います。しかし、先ほども言ったように、消防団に入る人が少ない。市長はもう定数を満たしているとおっしゃいましたが、例えば、以前は自営業の方とか、そういった方が非常に多かったと思います。現在はほとんどサラリーマン化している。

ある事業所は、昼間に地元で火災があった場合、行ってこいと任用されて出させていただくんですが、ある事業所は何もそういう配慮がない。私も以前、40年前ぐらいですね、消防団に入っていました。15年務めました。私が住んでいたところは本村670番地、昔で言う杉町、その西側に今は榎町になっていますけど、昔は杉町B組だったんですね。そこの市営住宅で昼間火災が起きて、私は病院勤務でしたので行くことができない。ほかの団員もほとんどサラリーマンで、その火災現場に消防団員として駆けつけることができなかったんです。そしたら、後からやかましく言われて、おまえたち、今日の夕方からあしたの朝まで火の番をしておけと。残り火があったらいかんということで、可搬式のポンプを持って行って、一晩見張ったことがあります。今は市役所の職員あたりは行ってこいという形で、行政は理解があるので行けると思うんですが、そんな中で、サラリーマン化した中で、団員が果たして好んで消防団に入るのかと私は思うわけですね。

先ほど防災安全課長が言われましたように、消防団活動の目的、勧誘のときにそういった目的をちゃんと勧誘者が説明しているのか、説明できているのか、こういうポンプ操法もあるぞ、出初め式もあるぞと、詳しく説明できているのかどうか。いかがでしょうか。

#### ○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

消防団の新入団の勧誘につきましては、基本的に消防団が地元の若い人たちを中心に、各家庭を回って行ってありますが、そのときの説明で、今、萩尾議員がおっしゃったような消防団の目的であるとか、そういう事業、そういったものをきちんと説明しているかと言われると、場合によっては不足しているところもあるのではないかと考えておるところでございます。

#### ○11番（萩尾 洋君）

以前は、消防団というのは町の英雄だったと思います。火消し専門人ですね。しかし、そういう英雄が今なりたくなならない、なろうとしない。というのは、団として何か問題があるのかなと。やはり今加入している若い団員の気持ちとか思いとか、そういったものを上層部はちゃんと把握して、日々改善していかなくちゃいけないんじゃないかと思っています。

例えば、ポンプ操法が何のためにあるのか。現実とはそぐわないですよ。そう思いませんか。びしっ、びしっ、びしっ、ああいう形で初期消火に行っても時間の無駄ですよ。だから、私が思うには、ポンプ操法はこういう手順でやるんだよというポンプ車の扱い方とか、そういったところを伝授して日々訓練すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

団員の確保に困難な理由といたしまして、先ほど萩尾議員おっしゃったように、全国的に

少子化の進展でありましたり、被用者の割合の増加等により、若い世代が地元に残られる方が少ないといった傾向もありますし、また近年、家族やプライベートを優先するなどの若年層の価値観の変化、それからおっしゃるようなポンプ操法をはじめとした訓練の負担、そういったものが全国的に入団が敬遠される理由として挙げられておりますが、本市におきましても、当てはまる部分があるのではないかと考えておるところではございます。

また、消防操法大会につきましては、八女市では消防操法を錬成し、団体行動の向上、それから士気の高揚を図り、消防諸般の要求に適応させることを目的として、八女市消防団が隔年に開催をしておるところでございます。

市としましては、この操法大会は消防活動の基本の習得や団員間の絆といったものの向上が図れるよい機会であると認識をしておるところでございます。

また一方で、これは一昨年の8月に総務省の消防庁から出されたものでございますが、消防団員の処遇改善に関する検討会の報告書が公表されております。その中で、操法は団員が火災現場の最前線で安全に活躍するために重要であるという意見がある一方で、訓練が負担になっているという意見も報告がなされておるところでございます。これらを踏まえまして、全国操法大会の主催者であります公益財団法人日本消防協会が中心となり、審査内容を見直す方向が示されて、昨年開催されました八女市操法大会におきましても、事前訓練の期間を短縮させるとともに、競技内容の一部が簡素化されるなど、団への負担が軽減するよう見直しが行われておるところでございます。

以上でございます。

#### ○11番（萩尾 洋君）

ある若い団員数名からいろいろ話を聞いたんですが、地域のために活動しているんだけど、ポンプ操法大会とか出初め式は誰の役に立っているのか。先ほど課長が言ったように、士気を高めるとか、そういう部分はあるかもしれませんが、しかし、選手になった方、1番員から5番員までですかね、非常につらい思いをしている。この選手選びにも地域でいろいろな問題がある。例えば、訓練が週5日ぐらい続く。週に1日しか休みがない。一応訓練時間は2時間となっているけど、地域によっては訓練前の準備、訓練後の後片づけを含めると4時間ぐらい拘束される。ましてや小さいお子さん、奥さん、家庭を犠牲にしながらも、この訓練に出てこなくちゃいけない。こんなばかげたことがありますか。あくまでもボランティアでしょう。微々たる報酬をもらっていますが、彼らはボランティア精神で団員になって、市民の生命と財産を守るんですよ。年1回この拘束時間があるかもしれませんがね。しかし、かなりの団員が家庭を犠牲にしています。それは選手だけじゃなくて、その周りにいっぱいおりますね。選手だけ5人来て訓練するわけじゃありませんので、ほかの団員も必ず出勤して準備から後片づけまでやる。こういう見直しをやっている自治体もあります。ポンプ操法

大会は必要ないんじゃないか、実働に向けた訓練をすべきじゃないか。市長どう思われますか。ポンプ操法大会は必要なんですか。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

議員おっしゃることについては理解できる面もありますけれども、訓練なくしては危険度が非常に伴い、また技術力も伴う消防団員ですから、訓練というのは、これはどういう世界でもやらなければならない、そして、基本的な技術も身につけなければならない。そして、周りの団員については、それを見ながら学ぶこと、そしてまた、彼らを、訓練を受けている消防団員を激励していく、励ましていく、こういうことが非常に大切なことじゃないかなと思います。

先ほど議員おっしゃったように、確かにボランティアの面もあるかと思いますが、じゃ誰がこの火災や災害のときに守っていくのか、いわゆる消防署、自衛隊だけで果たしてできるのか。身近な協力隊というのが、支援隊というのがその地域に育まれていかなきゃならない、そういうのが私は必要だと思っております。

私の手元にも議員おっしゃるような市民の皆さんからのお手紙を頂くことがありますけれども、やはり家庭環境も議員おっしゃるように随分変わってきました。それから、地域の若い方々も八女市外に勤務されている方も議員おっしゃるように非常に多い。そういう中で、緊急の火災、災害が発生したときには、非常に出勤しにくい環境にあるというのもあるかと思っております。まだまだ消防団が全て100%安定した活動ができているか。家族に、そしてまた地域に理解されて活動ができているのかという点については、まだまだ行政としても考えなきゃいかんところは多々あるかと思っておりますけれども、私としては、この消防団の合同訓練等を含めて必要であると思っております。

また、企業にも私どもは理解を求める努力もさせていただいております。何らか火災等、緊急事態が発生したときには、どうぞひとつ団員の社員の方が出動できるような環境づくりをひとつお願いしたいということもお願いしているところでございまして、いろいろ全国的に消防団に対する考え方が随分ございますし、また十分やれているところ、それと議員おっしゃるように、本当に若い人がいなくなっている地域、集落、そういう面で、非常に消防団の活動も加入者が減少している状況にあるわけでございまして、人口減少の影響もあろうかと思っております。

いずれにしても、消防団の皆さん方ができるだけ家庭環境を崩さないように、そしてまた、安全で安心した訓練、そして消防活動ができるように、そういう環境を整えるように私どもも取り組んでいかなきゃならないと思っております。

○11番（萩尾 洋君）



確かに日々の訓練は必要だと思います。しかし、私が言ったのは、ポンプ操法大会が必要なということをお伺いしたわけですが、例えば、可搬式のポンプ、乗用ポンプあたりの操作方法とか、水利の見つけ方とか、たまには月1回可搬式でもポンプ車式でも通水、ちゃんと動くか、水が出るかという点検はしていると思います。私たちのときも月1回は必ずエンジンかけてやっていました。

しかし、本人よりも家族が非常に負担がかかる。先ほども言ったように、選手だけじゃなくて団の、例えば、第8分団とか第7分団とか、練習には消防団員全員出てこなくちゃいけないですね。すると家庭が犠牲になるわけです。そういう負担軽減、そういったところもやはり今後考えていく必要があるのかなと思っております。

ある自治体ではアンケート調査をやっております。防災安全課長、今の団員の、例えば、平団員の年間報酬は金額言えますか。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

一般団員の年報酬は36,500円でございます。

**○11番（萩尾 洋君）**

私が在籍していた頃は20千円弱でしたから、大分上がっているのかなと思っていますが、ある自治体のアンケート調査から、団員の士気を高めるために、モチベーションを上げるためには処遇改善、報酬とか手当とか、そういったもの見直しが求められるんじゃないかと。

2つ目は、行事訓練内容の見直し、特に消防ポンプ操法大会は団員にとって大きな負担となっている。競技ではなく訓練としての開催の検討が必要じゃないか。

それと3番目が、出勤活動方法の見直し。やはりさっきも言ったように、事業者の理解が必要と。それと設備、維持管理などの日常活動の負担が増加してくるんじゃないかということですね。そういったもろもろのことがあります。やはり自分たちだけで、団だけで考えるんじゃないくて、有識者を交えた消防団の在り方検討委員会というものを持つべきだと思っているんですが、防災安全課長はどう思われますか。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

まず、消防団のスムーズな確保のためには、家族の理解も重要であると認識をしております。そのような中で、本市におきましては、消防団員の処遇改善と負担軽減に取り組んでおりますが、まず処遇改善につきましては、昨年4月に、先ほど申しあげました報酬の関係ですが、これまで報酬を出しておりませんでした火災出動手当を出すようにいたしております。

また、消防団員であることに対する付加価値を向上させるための市の取組としましては、八女市消防団協力事業所表示制度、これは消防団員が勤めてある事業所にその表示証をお渡

ししまして、勤務先から消防団に対する理解が得られて活動をしやすいしていただくような事業でございます。こういうことに取り組んでおるところでございます。

それ以外にも、八女市消防団員乗用車運転免許取得補助事業、それから、今年度から導入しました八女市消防団応援の店事業を実施しておるところでございます。

消防団自体も、先ほど申しましたように、ポンプ操法の在り方ですとか、ふだんの訓練等についても検討なされ、改善できるものは少しずつではあります、行っておられるところでございます。先ほど議員おっしゃいました消防団在り方検討委員会、そういった会につきましても、今後研究を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

#### ○11番（萩尾 洋君）

やはり各行政区あるいは町内、防災組織をつくって防災用具をほとんどそろえてあると思います。しかし、町内だけ、校区だけで災害時の避難訓練とか、そういった催しはほとんどあっていないような気がします。だから、例えば、消防団は消火活動だけではなくて、避難誘導も、もちろん防災もしなくちゃいけないと思うんですが、ちょっと目先を変えて、私が岡山校区に来て2回ぐらいですかね、図上訓練がありました。こういう災害のときはどちらへ市民を誘導させるとかですね、だから災害時の避難対応とか、そういったやつにも消防団員の方々が協力していただくと私はいいのかなと。以前は、火災のサイレンが鳴ったらいち早く駆けつけて、消防署よりも早く消しよったという話を聞きます。しかし、それじゃ消防署のメンツが立たん。今、火災通報を受けて消防署が——これは怒らないでくださいね。消防署が出動準備ができてからサイレンを鳴らすという話を聞きました。だから、そういった以前のような初期消火、例えば、小さいぼやとか、そういったやつはいち早く消し止められるでしょうけど、大火災とかといったところに消防団員がいち早く駆けつけて、ホース引き回して水利まで確保して、さあとというときに、消防団員の方は後ろに下がってくださいという状況らしいです。だから、そういうポンプ操法とか、さっきも言ったように、この機械はこうやってこうなっているからこう使うんだという訓練だけでいいと私は思うんですよ。それだけでも消防団員の負担軽減になると。しかし、消防団の上層部の方は、昔はおいどんはこげんしよったっちゃけん、昔は昔、今は今。団員の質も違います、年齢も違います、それぞれ職業を持っています。そういった中で、やはり俗に言う親の心子知らず、団長の心団員知らずじゃなくて、団員の心団長知らずになっているんじゃないかと思っています。だから、その辺の見直しもぜひやっていただきたいと思うんですが、行政側からそういった話合いの場とかは持てないですかね。ぜひこの辺のところは突き詰めてやってほしいなど。そしたら気持ちよく団員確保にもつながるのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

#### ○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

消防団の目的等については先ほど申し上げましたとおりでございますが、火災出動、大規模災害時は出ていただいておりますが、議員おっしゃいますように、平常時の地域の訓練とか研修であったり、そういうものにも参加していただくことも大変重要であると考えておるところでございます。

現在、八女市におきましては、令和3年度から地区防災計画の作成に取り組んでおりまして、今、十ぐらいの自主防災組織が完成して、まだ十数件が作成中ということで、その作成の際は、地域で話し合いとか持たれますので、うちの職員が、私も出たこともございますが、そこに出向いて、いろいろ支援を行っておるところでございますが、その中でその計画にその地域の訓練や研修の計画を盛り込まれますが、そのときに、消防団員もその一員として訓練に参加したりとか、そういうことも、これは団長にもお願いを事前にしまして、そこに消防団員も加わっていくという取組を今進めておるところでございます。今後も団員の負担軽減は大変重要でございますので、その辺りも含めて、団員とともに連携して研究を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○11番（萩尾 洋君）

私が聞いたのは、例えば消防団の、今12支団あるんですかね、14支団あるんですかね。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

今、6支団でございます。

○11番（萩尾 洋君）

6支団でしたね。その6支団の中に支団長、一番トップの方がいらっしゃると思うんですが、そういう各6支団の総合的な団としての会議とか連絡協議会とか、そういった中に行政担当が入って改善の方向に持っていくとか、そういったことはできないんですかと聞いたんですよ。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

支団は6支団ございまして、その下部組織として24分団がございまして、1年間でその年の行事や課題について話し合いの場を持たれておりまして、支団長会議や分団長会議も年に6回程度、最低でも開催をされておるところでございます。まず、その会議には防災安全課とか、あと各支所のまちづくり推進係の職員も入ってまいりますので、いろいろなそういった課題については連携して協議を進めていきたいと考えております。

○11番（萩尾 洋君）

そういう操法とか式典とか、消防署と消防団と合同で開催する出初め式というのは年1回、防災組織の一大行事だと思っています。しかし、操法競技とか、これは各分団からやりたい、やらせてくれという声が上がっているという話を聞きますが、実情はそうではないという話

が非常に多い。だから、この辺の検討もやはり今後していくべきかなと。気持ちよく団員が入って、気持ちよく活動して、いろんな技術を身につけて、地域のため、八女市のために頑張るぞという意気込みを持った団員を早々につくるべきじゃないかと思っておるんですが、松崎副市長、いかがですか。

**○副市長（松崎賢明君）**

お答えします。

議員おっしゃいますように、団員の皆さん方が自分の部分を犠牲にして消防団活動に取り組んでいただいていることは非常に感謝すべきことだと思っております。ただ、今おっしゃった操法競技等、こういう団体で動くものについては、団員の皆さんが火災の現場、また防災の現場で一致団結して事故なく過ごして作業していただくには、この統一した行動というのは必要だと思います。それが安全確保の部分につながってくるんだと思います。そういった形で、選手の皆さんだけでなく、みんなで一体感を持ってやっていくというのは、一定この安全を確保するために非常に大切なことだと思います。その目標の中に消防操法の大会があったり、それに向けて一生懸命頑張っている団員の皆さんは現実にはいらっしゃいます。そういった方々のためにも、一定今の実情は必要だと思っております。ただ、おっしゃるように、負担がかかっている分というのは間違いないので、この部分については、基本的には消防団の自主活動の部分だと思いますので、私どもも入りながら、団員の皆さん方、支団、分団合わせた会議の中でしっかり議論していただくとありがたいと思っております。

**○11番（萩尾 洋君）**

確かに市民の生命と財産を守るためには、いろいろな技術を身につけて、消防、災害活動が必要だと思っております。しかし、こういった動きが現実には即しているのかですよ。先ほどから何回も言うように、ポンプ車とか可搬式のポンプ車とかの操作方法とか、じゃ、いち早く駆けつけて、どうすれば初期消火ができるのかとか、その辺の技術的な訓練、機能的訓練が必要じゃないかと思っておりますので、今後も消防団員が気持ちよく入れるような消防団になるように願って、次に移りたいと思います。

制服が令和5年度に変わります。先ほど教育長がおっしゃったように、2年後は全校統一した制服になるということですが、制服代というのは幾らぐらいかかるのですか。保護者の負担にはならないんですか。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

今までの詰め襟、セーラー服につきましては、材質とか質がいろいろございますものから、一番ポピュラーというか、売れる額で申し上げますと、大体45千円から50千円ぐらいの間が一番出ると小売店の方からは伺っております。これは上下でございます。

今回、統一制服ということでさせていただいているものの上下につきましては、ブレザーのほうが、これは小売価格ではなくて、メーカーのほうの希望想定販売価格と言うそうなんですけれども、それで申しますと、上のブレザーが21,500円、そしてオールシーズン用のスラックスが12,500円、スカート、これもオールシーズン用ですけど、14,500円となっておりますので、大体上下で男性用のほうを1型と申しますけど、1型のほうで34千円、2型、これは女性の骨格用のものですけど、それで36千円、それぐらいの価格と伺っております。

**○11番（萩尾 洋君）**

市立中学校、義務教育学校の制服を統一しようと、変えようとした理由は何なんですか。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

大きくは4つほど理由はございます。

1つ目は、昨今話題になっております性の多様化への対応でございます。詰め襟、セーラー服では対応しづらいということでございます。例えば、ブレザーであれば、上下自由に行けるといって、スラックスとスカートも男性、女性に関わらず希望のものを購入していただくとしておりますので、まず1点目はこれでございます。

2点目は、機能性の向上ということでございます。詰め襟、セーラー服、私の中学校時代もそうでしたけれども、四、五十年以上はたつと思います。その間、それなりに機能性の向上はなされると思いますけど、今のブレザー、スラックスと申しますのは数段機能が向上しております。ですから、保護者の皆様の声では、夏場蒸し蒸しするとか通気性がよくないんじゃないかとか、いろいろなお声をいただいておりますので、その声に応えるということで、機能性の向上を考えたということでございます。

3点目は、これも以前からお声をいただいていたんですけども、仮に市内の中で転校したりとかということがあったときに、これまではさらから買い直さないといけないと。これでまたお金が万単位で出ていくと、どうにかできないかというお声をいただいております。統一制服にすると、そのままお持ちいただけますので、それも一つの理由でございます。

最後が、少子化のことが午前中から話題になっておりましたけれども、だんだん規模が小さくなってまいりますと、各学校で制服を検討するという事になった場合、作る数が少なくなる学校が出てまいります。そうすると、作る量が少ないわけですから、その分価格が落ちないということになりますので、各学校での見直しというのが非常にしづらい状況になっているということで、全部の中学校統一にして、そういうことはできないかという声がありましたので、これも併せて大きく4つほど理由を考えております。

以上です。

**○11番（萩尾 洋君）**

上がブレザーで、下がスラックス、スカート、キュロットもあったんじゃないですか。キュロットが漏れていますよ。ジェンダー世代に即した制服にしたということですが、ある保護者から聞くと、ダサイとかいった声も聞かれます。この制服を決めるに当たって、保護者とか、あるいは生徒会との話し合いとかはあったわけですか。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

保護者の方、生徒さんたちからの要望というか、そういうのを聞く場ということでお答えを差し上げたいと思います。

まず、生徒さんにつきましては、大きく2回要望なり意見なりを聞く場がございました。1回目は一昨年10月頃に展示会をさせていただきましたので、そこに来ていただいた、一部の方ではございますけれども、その方々から意見をいただいたと。もう1回は、同じ年の11月下旬から12月末まで、一月ちょっとの間かけまして、全校見本を学校回しで回覧して、そして、試着もしてもらって、そして学校経由ですけれども、御意見を上げていただいているということでございます。生徒さんからの意見で、ネクタイとリボンをぜひつけてほしいということで実現していると、そういうことでございます。

保護者の方につきましても、同じく展示会の折にアンケートを書いていたということも1回。それともう1回が、去年の9月に1か月ぐらいかけまして全保護者対象のアンケートを取りました。そのときに、全部で9項目ぐらい選択肢がありまして、制服を見直す際に何を一番大事にされますかということでアンケートを取りまして、一番多かったのは家庭での手入れのしやすさ、2番目が活動のしやすさ、着心地のよさ、軽さ等でございます。3番目が生地、通気性や吸水性、気温への対応とか、そういうものがベストスリーだったということで、選定していくときの参考にさせていただいております。

以上です。

**○11番（萩尾 洋君）**

八女市始まって以来のブレザースタイルになるわけですね。期待しておきたいと思います。

その制服変更に伴って、構想なんですけど、以前、各中学校、義務教育学校の校則一覧を頂きました。今、検討中、今年度中には校則が決まるという話なんですけど、ある中学校の保護者に対するアンケートというのをちょっと入手しまして、子どもが学校生活で困っていることはありますか。7割強がないと。校則について困っていることはありますか。8割弱がないと回答してあります。これは保護者に聞いてどうするんですかね。保護者が学校に通うわけですかね。

高知県のある町立中学校ですけど、20年前からずっと校則の見直しをやっている。これは生徒会、保護者、学校、三者がちゃんと協議して適時見直しをやっているということな

んですよ。だから、保護者に聞いても一方通行でしょう。生徒に聞いても一方通行。学校側がこれをやれと言っても一方通行になるから、三者が連携してちゃんと協議の上、お互いがある程度の納得の上、決めるのが校則だと思いますが、教育長いかがでしょうか。

#### ○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

今、議員がおっしゃるように、保護者の意見、これは校則を見直すための一つの側面だろうと思います。これもなくてはならないものだろうと思っています。例えば、いろいろ制服についても何についても、買ったりしなくちゃいけませんからですね。だから親御さんの意見ということで一つ、それと子どもの意見、また地域の意見、そういったものが絶えず変わっていくだろうと思うんですね。

例えば、我々が中学生のときには坊主でした。それが当たり前でした。ところが時代の流れによって、社会の変化によって、そういった校則も絶えず見直してきているはずですよ。ですから、今からどういうふうになっていくのか、今どういう状況なのか、これをいろんな角度から検討して校則を見直していく。ただし、校則は何のためにあるのかといたら、学校の教育目標を達成するために必要だから校長が制定するわけですよ、ですから、そういった視点を忘れずに、いろんなところから意見をいただいて、最終的には私は学校運営協議会というのがございます。そういった中で、地域の方も一緒になって校則をつくっていく。議員御承知だろうと思いますけれども、昨年12月に、12年ぶりに生徒指導の資料といいますか、生徒指導提要が改訂になりました。その中でも、校則についていろいろ述べられております。その中でも、今年4月からこども基本法が施行されますので、その中にも子どもたちの権利を守るということ、それと子どもたちの意見を集約する場、意見を出せる、表現できる場をきちっと設けなさいとこども基本法の中にも書いてありますので、そういったことも踏まえて、いろいろな意見を参考にしながらつくっていくべきものだろうと思っています。

#### ○11番（萩尾 洋君）

だから私は思うんですよ。制服が統一されれば、靴下とか靴とか、そういったやつは全校同じ規定か規則か校則か知りませんが、あっていいと思うんですね。前回も言ったと思うんですが、あるA中学校からB中学校に転校した場合、あら、靴下を買い直さないかとか、靴を買い直さないかとか、そういったお金の問題が出てきます。保護者にとっては大変なことですよ。できれば全校統一した校則を、守りやすい校則を、ましてや生徒たちもちゃんと入れて、生徒たちの意見を聞いて、生徒たちにある程度決めさせてやるべきだと思います。自分たちが決めた校則は守らないかんでしょう。だから、そういった形であと僅かですが、今年度は1か月ありませんね。そういった方向で最終的に校長が判断する、校長が生徒の気持ちを酌み取っていただいて校則を決めていただきたいと思います。

それともう一つ、先生たちがちゃんと校則を理解して指導してもらわないと。おい、お前、校則違反ぞだけじゃつまらんわけですよ。こうこうこういう理由で校則に違反しているよ、もうちょっと考えにやいかんよという注意の仕方をしていただかないと、校則が権力を持ったらいかんわけですね、学校側が。その辺のところはどう思いますか、課長。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

議員御指摘のように、先生そのものが御指導いただくときに、自信を持ってその理由まできちんと説明できないといけないと考えておりますので、まずは教育長の答弁の中にもございましたように、必ず年度当初に、なぜその理由があるのかとか、そういうものをきちんと新しく来た人も含めて共通理解を行って、そして、自信を持って生徒指導を行っていただきたいと思っております。

○11番（萩尾 洋君）

ある中学校の校則が持つ意味は、誰もが安全に安心して学校生活を送ることができる。できるだけ経済的負担を減らすこと。進路や中体連など対外的な面で生徒が不利な扱いを受けないようにすることとあります。中体連というのは非常に学校教育と離れた団体みたいで、眉をそろえただけで大会に出られないとか、そういった厳しい分があるみたいですね。

もう一つ、福岡市でもポニーテール、ツーブロックがオーケーになりました。ただこの中学校は突拍子もない髪形をしたらいかんと。突拍子もない髪形がどういう髪形か知りませんが、だから曖昧なんですね。曖昧さが事故を生むと思います。ぴしっぴしっと、これはいい、これは駄目という決め方をしてやったほうが、生徒と話し合いながら、生徒たちもちゃんと決まったことはやると思いますので、ぜひ私の最後のお願いと、誰もが遵守できるような校則をつくっていただくようお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（角田恵一君）

11番萩尾洋議員の質問を終わります。

午後2時45分まで休憩いたします。

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

10番牛島孝之議員の質問を許します。

○10番（牛島孝之君）

皆さんこんにちは。お昼間のお忙しい中に傍聴にいただきまして、本当にありがとうございます



います。さきに通告いたしましたとおり、4点についてお聞きいたします。

1つ、前古賀工業団地について、2つ、固定資産税の納税について、3つ、公立八女総合病院について、4、八女市の教育問題について。

詳細については質問席より質問いたします。執行部におかれましては、分かりやすい言葉で簡潔明瞭に答弁をお願いいたします。

### ○市長（三田村統之君）

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、前古賀工業団地についてでございます。当初計画より、現在までの進捗状況（造成工事を含む）。当初4区画の予定が何故変更されたのかという御質問でございます。

前古賀工業団地造成事業につきましては、土地の取得と造成を土地開発公社で実施しており、所要の進捗を進めております。

当初4区画の予定がなぜ変更されたのかという御質問ですが、当該工業団地への進出の申出をされた企業が、分譲予定全区域の購入希望であること、また、進出後の事業の内容や規模、雇用計画人数について、当初の4区画における事業実施計画以上に雇用の創出が見込めることなどを踏まえ総合的に判断し、1区画に変更したものでございます。

なお、本件につきましては土地開発公社理事会に諮り、進出の申出をされた企業と立地協議を行うことの承認を得た上で区画数を変更しておりますことを御報告いたします。

次に、進出予定企業との立地協定についてはどうなっているのかという御質問でございます。

進出意向を示されている企業とは、土地開発公社で協議をしているところです。

次に、固定資産税の納税についてでございます。

まず、死亡者課税の事例は八女市にあるのか、調査等されたことはあるかという御質問でございます。

固定資産税につきましては、納税義務者が死亡した場合は、死亡後の手続をしていただき、相続登記が完了するまでの間、納税管理人として、相続人代表設定をしていただいております。また、手続をされていない方については、市から御案内をさせていただいております。

次に、現況道路、河川・水路用地となっている個人所有等の土地については課税免除されているのか、及び今後の対策はという御質問でございます。

現況が個人所有となっている道路、河川・水路等につきましては、公共の用に供するものとして使用されている場合には、非課税としております。

次に、公立八女総合病院についてでございます。

企業団構成自治体である広川町との話し合いはどのようになっているのか、また、筑後市との話し合いはどのようになっているのか及び久留米大学との話し合いはどのようになっているのかにつ

きましては、一括して答弁をいたします。

公立八女総合病院につきましては、昨年10月の公立八女総合病院企業団議会定例会において病院機能再整備に係る関連予算が可決され、病院機能再整備基本計画策定検討委員会が設置されております。委員として久留米大学、そして構成自治体である八女市と広川町も入り、その中で検討がなされているところであり、筑後市との協議はなされておられません。

今後の公立八女総合病院のあり方について、八女市の考えは。また市民に対する説明会は何時行うのかという御質問でございます。

公立八女総合病院の在り方につきましては、住民の健康と命を守るため、八女筑後医療圏の中核を担う公立の医療機関として将来においても果たす役割は大きく、重要であると考えております。

病院機能再整備につきましては、適宜、特別地方公共団体である公立八女総合病院企業団において対応されるものと認識をいたしております。

八女市の教育問題についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたします。よろしくお願いたします。

#### ○教育長（橋本吉史君）

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

4、八女市の教育問題について、1、小学校、中学校、義務教育学校のマスク使用基準についての八女市の考えはとのお尋ねでございます。

現在は、屋外でのマスク着用は原則不要とし、屋内では距離が確保でき会話をほとんど行わない場合を除き、マスク着用をお願いしております。

4月1日からのマスク着用の考え方につきましては、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるよう厚生労働省から通知が発出されております。今後、文部科学省からも学校におけるマスク着用についての通知が発出されると考えておりますので、その通知を精査した上で、教育委員会としての方針をお示ししたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○10番（牛島孝之君）

資料を頂いております。4区画の当初計画、この中にはどういう業をするのか、募集をかけるのか書いてありません。一番左は輸送用機械器具製造業、次に食料品製造業、一番右の上が業務用機械器具製造業、下が食料品製造業と当初はなっておりました。時系列でいいますと、ここに造成事業、事業経過と書いてありますけれども、あまり詳しく書いていないので、こちらから申し上げますが、令和元年12月27日にある企業1社ということで決定をいたしました。この時点で土地開発公社は、要するに公募とかそういうあれはしてありますか、

ありませんか。

**○企業誘致課長（橋本秀樹君）**

土地開発公社で1社ということで進めた経過はございます。それは令和2年の6月議会でもお話をしたとおりでございます。中身については土地開発公社で行うことですので、お答えについては差し控えさせていただきたいと思っております。

**○10番（牛島孝之君）**

それでは、お聞きしますけれども、本来、土地開発公社の業務というのはどこまでが土地開発公社の業務でしょうか。理事長である松崎副市長にお聞きします。

**○副市長（松崎賢明君）**

お答えします。

土地開発公社の業務としまして、八女市発展のため産業開発、企業導入等のために用地を取得し、造成し、入ってきていただく企業さんにお譲りし、八女の地で産業していただく、創業していただくというのを目的としております。

**○10番（牛島孝之君）**

それでは、お聞きしますけれども、令和元年12月27日に1社に決まりました。そのときに地場企業2社ほど正式に申入れがあったのか、そこら辺はどうですか。

**○副市長（松崎賢明君）**

土地開発公社に対しまして、正式に申入れがあったとは理解しておりません。

**○10番（牛島孝之君）**

そのときにその1社、自分のところで造成もしますよという申入れがあったと。本来、造成というのは開発公社がすべき業務ではないんですか。いかがですか。

**○副市長（松崎賢明君）**

お答えします。

その点につきましては、ただいま申出のあつておる企業さんと協議中でございますので、協議の経過途中ということで答弁を差し控えさせていただきます。

**○議長（角田恵一君）**

牛島議員に申し上げます。土地開発公社の関係分については、今、副市長は理事長という立場で答弁しておりますけれども、基本、土地開発の問題については答弁の限度がございしますので、その辺を含めて質問をお願いしたいと思います。

**○10番（牛島孝之君）**

それでは、この事業経過の中に開発行為許可並びに農地転用許可取得とあります。普通、農地転用許可というのは譲受人、この場合は開発公社、個人の方から土地を……その人が自分が農地以外にするから農地法第5条の許可ですよ、違いますかね。そういう認識で私は

思っておりますが、いかがですか。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

譲受人が許可を受けるものと認識をしております。

○10番（牛島孝之君）

それでは、普通、開発公社において造成あるいは整地までですが5条の趣旨でしょう。それを話し合いによって取得するだろう1社ができるんですか。それについてはいかがですか。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

一般的に申しますと、1社であろうが、5社であろうが可能だと考えております。

○10番（牛島孝之君）

いや、問題は、要するに所有権移転する以上は開発公社が譲受人でしょう。その開発公社がきちっと造成整地まですべきじゃないんですか。話し合いの後で転用業者の変更ということが現実にできますか。それはどこか知りませんが、県の許可なのか、そこら辺はちゃんと県との話し合いはできているわけですか。要するに譲受人が本来造成、農地以外にするのが5条許可でしょう。それなのに譲った後の人が自分のところで造成、そういうことができるんですか。できるかできんか判断したからこれはしてあるわけでしょう。違いますか。いかがですか。

○議長（角田恵一君）

牛島議員に申し上げます。先ほど申しましたけれども、それと、案内が来ていると思えますけれども、3月17日に開発公社理事会が予定をされております。そのような今の状況について説明等があると思えますので、本日の段階で執行部から答弁というのはなかなかできないと思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思えます。

○10番（牛島孝之君） 続

いや、法律論ば聞きよったわけですよ。現実にどうなのかだけですよ。

○議長（角田恵一君）

現状と関係なく、法律上の考え方でよろしいですかね。

○10番（牛島孝之君） 続

法律上の考えはどうかということですよ。

○副市長（松崎賢明君）

工業団地導入につきましては、様々な法律の上ののっかって事業を進めております。議員御指摘の部分については、今内部でしっかり調査というか、可能なものかどうかというのを議論しているところでございます。

○10番（牛島孝之君）

当初はそういうふうで開発公社が一遍譲り受けた、それを譲り受けるべき1社が自分のと

ころで造成をしたいということを申し入れられましたけれども、令和3年7月15日、進出予定企業との協議経過についてということで、工区を分けることなく開発し契約すること、また、造成工事完了まで土地開発公社で行うことを希望するというような事業承継を希望されていたが取下げということがはっきり言われました。そして、令和4年3月14日に前古賀工業団地造成事業ということで、事務費まで含めて153,000千円、理事会において可決しました。今日まで造成はされましたか。いかがですか。

**○副市長（松崎賢明君）**

お答えします。

現在、造成ができるよう作業を進めているところでございます。

**○10番（牛島孝之君）**

ということは、造成はなされていないということですね。昨年3月14日ですよ。ほぼ1年たちます。できなかった理由は何ですか。

**○副市長（松崎賢明君）**

お答えします。

先ほど答弁いたしましたように、様々な法制度の中でその可能性、できるのかどうかというのをしっかり今議論しているところで、これまで期間が延びてしまったということでございます。

**○10番（牛島孝之君）**

皆さんは行政のプロですよ、素人じゃないとですよ。当然法律があるのは分かっております。1年ですよ。

平成28年4月25日、開発公社理事会、八女土地開発公社前古賀地区工業団地造成計画（案）、この中の一番下に計画年度、目標造成終了年度を平成30年度とする。ちゃんと書いてあります。何年遅れていますか。コロナでこれだけ悪くなった。まあ、今年の秋口からよくなろう、経済活動もよくなるだろうという話は聞きますけれども、4年ですよ、普通待たせませんよ、30年で予定しておったのを。それは地権者交渉とか、そういう事情で遅れたのは分かっております。分かっておりますけれども、私は逆に開発公社がちゃんと造成まで終わって、そして、開発公社というのは公募すべきじゃないんですか。1社に決めたあれは言いません、私も理事ですので、その理由は言いませんけれども、本来はこういうのがありますよ、こうできましたよ、だから来ませんかと開発公社というのは公募をすべきじゃないんですか。それについては、トップとして市長いかがですか。

**○市長（三田村統之君）**

お答えします。

先ほどから松崎副市長が答弁をいたしましたように、様々な課題もございました。法的な

問題もありました。こういう経過が少々時間がかかりまして、実は遅くなったわけですが、公募というのは全くその時点では考えておらない状況でございましたので、私どもとしては、やはり八女市にとって極めて有利な条件で締結ができる企業を何とかということでございまして、その点は具体的なことをあまり申し上げられない部分もありますけれども、公募をする予定はございませんでした。

#### ○10番（牛島孝之君）

1社に決まったときに市長の説明としては、従業員700人という説明がございました。覚えてあるでしょう。この前のこども議会では600人の従業員というお話でした。そこで100人減りました。本当に八女市に必要なのは雇用が何人かなんですよ。従業員の数じゃないんですよ。雇用を本当にその来られる企業が何人雇用されるのか、それが一番八女市民としては大事なことです。1社に決まるときも私は申し上げました。副市長は要望はなかったということでしたけれども、ちまたで聞いたのはある地場の2社、名前は申しませんが、もう1企業は八女市に工場も建てられました。もう1企業は筑後市に建てられているのか、建てる途中なのか知りませんが、そのとき申し上げたのは、行政というのはせっかく八女市にある企業が大きくなっていくときに、一緒に努力していくのが行政ではないかと私は思いますということで申し上げました。その考えは今でも変わりません。ただ、去年の3月14日に予算可決したのに1年、それは法律論は分かりますよ。待てるんですか、その1社、その方は。そういうお話はちゃんとしてあるわけですか。こういうふうで法律、今調べていますけど、これで遅れていますよということは随時その会社には説明とかはしてありますか、いかがですか、企業誘致課長。

#### ○企業誘致課長（橋本秀樹君）

お答えいたします。

十分に協議をさせていただいていると理解しております。

#### ○市長（三田村統之君）

先ほど議員が言われました600人と700人の話、これはそのときの状況で話をしたわけで、会社としては、企業としては、当初600人、そして、二、三年後には100人増えるだろうという言動が実はありましたので、私はそういうぐあいに話したわけで、別に100人減ったからどうだとかこうだとかという問題じゃありません。八女市にとって、雇用を確保するのは当然のことです。それを私たちは法的にもいろんな角度から努力をして、検討して、今日まで来ておるわけですよ。何とか実現をしたい、雇用を図っていきたくて。みんな担当課も含めて苦労していますよ。ですから、今具体的なことは十分お話しできない部分がありますが、必ずやこの企業誘致については、私は実現をいたす決意でありますから、そのことが八女市にとって、市民の皆さんにとって、必ずやいい結果になると考えておりますから、どうかそ

の点は、私どもはただ流れに沿って——無駄な時間を経過したわけじゃありません。この間、それなりに時間の必要があったから今日までかかったわけでありますから、その点はひとつ御理解をいただきたいと思っております。

#### ○10番（牛島孝之君）

市長の力強い決意をお聞きしましたので、御期待をいたします。

それで、関連としてお聞きしますけれども、2月18日、まずラジオで朝6時20分頃、次にテレビで朝の6時55分頃、熊本県菊陽町のT SMC、半導体メーカーです。これに25社目の企業が熊本県に進出予定と、そういうニュースがあっておりました。八女市も今やっている前古賀工業団地、もう仮称じゃないでしょうが、今、市長の決意をお聞きしましたので、頑張ってくださいと思います。

それとその次に鳥栖はもうほとんど用地がないと。あるいは小郡も用地がないと、どうも用途地域の見直しを早急にやれという号令がかかっているとお聞きします。八女市も前から言っておりますように用途地域を早急に見直して、今来てある1社以外にも熊本にも近いです。リスク分散としていかがでしょうか。それはなぜかという、小さな新聞記事でした。T SMCが第2工場を計画という記事が載りました。市長は当然御存じだろうと思えますけど、それについて決意をお願いいたします。

#### ○市長（三田村統之君）

熊本の企業誘致については十分承知をいたしておりますし、議員おっしゃるように、確かにその企業を誘致したいという気持ちはございます。今、私どもがスピーディーに計画をし、やらなければならないことは、企業が希望してもその場所が適当であるかどうかですね。例えば、適当な農地が、広範囲な農地があって、それを造成して——地権者の理解や承諾をみんな取って、そして造成をする。その期間は、極端に言いますと二、三年かかるんです。そんなに簡単に用地は確保できません。ですから、今私たちがやらなきゃいかんことは、前古賀の工業団地は当然やらなきゃなりません。それと同時に、今検討しているのは、都市計画の見直しも令和5年度末には完成することにいたしておりますけれども、やはり用地を確保する、工業団地を造ること、でないと企業は2年も3年も待ちません。したがって、今私どもがやらなきゃいかんのは、いち早くこの工業団地を1つ、あるいは2つ造っていくことなんです。その計画を今進めているところでございます。どこが適地になるのか、八女市内でどこを工業団地として確保すれば企業誘致が可能になるのか、このことを早急にやらないと企業誘致はできません。相手は待ってくれません。

中国、東南アジアは今、日本企業は撤退をせざるを得ないような状況でありますね。ですから、日本に帰ってこなきゃならない。だから、大牟田市なんかは物すごい数の企業誘致の要請があつてはいますけれども、狭い土地ばかりで土地の確保ができないと。企業の規模に

沿うことができないという状況に今、大牟田市はございます。したがって、何を言ってもやはり用地を確保すること、造成をして工業団地をまず造ること、このことにこれから努力をしていかなきゃならんということで今協議をしながら進めているところでございますので、その点はひとつ、確かに熊本のおっしゃる企業については、本当に我々も手を挙げたいんですけれども、じゃ、すぐ工場建設ができるかという、そうはいかないということでございまして、そして、なおかつ八女市は議員御承知のように、経済の中心は農業であります。この農業を減少させてまで工業団地を造るわけにはいきません。十分皆さん方の理解を得た上で進めなければなりません。広大な優良な農地を潰すわけにはまいりません。したがって、十分その点は検討して進めていかなきゃならないということで、今第2の、あるいは第3の工業団地の確保に向けて計画をしているところでございますので、どうかひとつ御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### ○10番（牛島孝之君）

最後に市長言われました決意をお聞きしました。

もう事業が済んでいますので申し上げますが、あるところに準工業地域がございました。そこに太陽光が今できております。その企業の担当者に言いますと、八女市の窓口で聞きましたと、何もおっしゃいませんでしたということです。できれば準工業地域ですよ。今言われたような、優良とは——優良は優良ですけれども、そういう準工業地域があったと。そこは本来、市長が言われるように、前古賀がほぼできていますので、こっちにといい気持ちを持ってあるのはお聞きしました。ところが、もうその先にある太陽光の会社が着々と進めております。ぜひそういう相談を受けた窓口が、ここは市としてそういうところはすべきじゃないと。それを言えるのか、言えないかは別ですけれども、市長からその窓口職員は、今、市長が言われたような優良農地は残す、工業団地は必要だということをもって、どこがどういう地域なのか、準工業地域ですよ、そこに太陽光ができておる。現実的に動いていますので、もう答弁は必要ございません。

#### ○市長（三田村統之君）

議員おっしゃる用地については、私も以前から非常に矢部線沿いのように平たんないい農地であるけれども、ここを何とか企業誘致、あるいはまた例えばの話ですけれども、公共施設、そういうものに活用すべきではないかという思いはございました。しかし、今、前古賀の工業団地とかいろんな課題、公立病院の問題もそうでございますが、その中で、まだそこまで行かないときにその太陽光パネルの企業が直接地権者に話をして内諾を取って回っているわけです。ですから、その状況について松尾副市長が担当して対応しております、その企業にもですね。ですから、松尾副市長から状況をちょっとよろしく申し上げます。

#### ○副市長（松尾一秋君）



お答えいたします。

当該企業をお呼びしまして、事業内容についての説明を伺ったところです。どこまで進捗しているかということも含めて話をしました。市長とともに県庁にも行きましたし、私どもはいろんな方とお会いする中で、この事業が果たしてこのまま進むのか、進まないのかということも含めて、企業の担当者をお呼びして何度か話をさせていただいたところです。

しかしながら、残念ながら企業としてはこのまま進めさせていただきたいという話でございました。私どもとしても、市長申しましたように、工業団地の用地確保については先手先手で行わなきゃならないという中では、御指摘のように準工業団地を手つかずで残しておいたことについては非常に反省をしているところです。

市長申しましたように、しっかりと先手先手の用地確保について取り組んでいかなきゃいけないと思ったところでございます。

以上でございます。

#### ○10番（牛島孝之君）

その業者と私も水利委員として立会いまして、本来ここは太陽光をすべきところではないということをはっきり申し上げました。松尾副市長ともいろいろお話をしております。ただ着々と進んでおります。だから、市長の今さっきの、ぜひ第2、第3の工業団地と。だから、そういうとを下の窓口職員が市長の考えを分かっていたら、そういう相談があったときに、これはもう市で確保すべきところですよと言っていたらよかったですけれども、それができなかつたけん、ちょっとそれは仕方ないと思います。

次に、固定資産税の納税についてお聞きします。

西日本新聞2月8日、大牟田市18年間引き落とし、固定資産税百数十万円、死亡者の通帳からとなっております。八女市にはこういう事例はございませんか。いかがですか。

#### ○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

今、議員が言われた大牟田市の報道につきましては、私どももすぐに確認をいたしております。本市においても再点検をしているところでございます。今現在では同様の案件はございません。また、御相談や問合せ等もいただいている状況でございます。

#### ○10番（牛島孝之君）

相続人からすれば死亡者の通帳から引き落としになる、分かんわけですよ。要するに、相続人が何人もおって、話し合いができておればいいですけども、どこに持っておるじゃろうか、うちのおふくろはとか、うちのおやじはとか。なら知らんうちにずっと……。どういう調べ方ができるのか分かりませんが、そういう事例も恐らく八女市にもあるんじゃないかと思うんですよ、現実に。ただ市民からそういう問合せがないとじゃなくてですね。

実際、大牟田市は死亡者から引き落としというのは留保となっておりますが、大体通知は要するに相続人、あるいは相続人の代表が納税管理人、納税義務者になると思いますけれども、その場合に話合いがなされていない、ただ亡くなってあることは戸籍等々で分かるという場合には、届けがあれば、窓口で亡くなりましたと。あるいは本籍がよそかもしれませんので、亡くなりましたと。要するにそういう通知が来た場合、税務課まで来るわけですか。いかがですか。

**○税務課長（田代秀明君）**

お答えいたします。

死亡届を出されましたら、市民課のほうから税務課のほうにも案内をいただきますので、その場で納税管理人の手続きを取っていただきます。窓口に来られない場合もありますので、こちらのほうから調査をかけまして、直接手紙で手続きをしていただくようお願いをしているところでございます。

**○10番（牛島孝之君）**

これは法務局にあるパンフレットです。（現物を示す）相続登記が義務化されますと。令和6年4月1日からスタート、3年以内に相続登記をしない場合は、正当な理由がなく義務に違反した場合100千円以下の過料と、こういうのが法務局にあります。それをできれば窓口においていただいて、過料というのは罰金ですからね。確かに相続の財産価値からいえば100千円以下かもしれませんけれども、義務は義務ですので、ぜひそういうことを窓口に来られた方に知らしめるのも、税務課長のところのお仕事かと思っておりますので、法務局に言うと同分ありますよ。

それと、税の公平さ、納税というのは国民の義務です。若杉建設経済部長にお聞きしますが、事業をしてある、道路にした、あるいは河川改修をした、ところがそれが民地のままだという事例は把握してありますか、ありませんか。

**○建設経済部長（若杉信嘉君）**

現状として把握ができておりません。

**○10番（牛島孝之君）**

私も仕事で分筆とか役所の仕事を受けます。図面に切れていないのは随分見ております。課長あたりにも言うております。されるか、されんかは私のほうでは言えませんので、切れておらんところがあるよとだけは言うております。それと、今からはそういうのはもう恐らくないと思っておりますけど、随分前のはそういうのがあるわけですね。本来、道路は切れておかにゃいかん、切れていないと。それは一つは税務課の問題でもありますよね。切れていない以上は当然課税しておるわけでしょう、その部分については。いかがですか。

**○税務課長（田代秀明君）**

お答えいたします。

現状としては、申出をしていただきましたら、うちのほうでも調査をかけますので、その現況に合った課税をさせていただいているところです。

**○10番（牛島孝之君）**

じゃ、道路に取られておる、あるいは河川に取られておる、どのような面積の出し方をされますか。事業予定なら分かりますよね。この道路をこう造る、だから、この部分が道路に潰されると。ところが、相続がとても無理だと。事業だけはしますけれども、課税台帳から落としてくださいと、窓口で申入れはできるわけですか。いかがですか。

**○税務課長（田代秀明君）**

お答えいたします。

事業に絡んでいる部分でございましたら、税務課としても事業課ともよく連携をして、その辺測量とかもございまして、その辺のところは話し合いながら決めていきたいと思っております。

**○10番（牛島孝之君）**

若杉建設経済部長にお聞きします。今、税務課長はあのように答弁されましたけれども、要するに事業の段階で道路は造る、あるいは河川は改修するけれども、とても相続人を探すのに無理だとか時間がかかると。ところが工事は急ぐんだという場合には連携はされますか。

**○建設経済部長（若杉信嘉君）**

もちろん工事等々道路であれば改良工事時点でそういった事例が発生した場合は、もちろん相続人等の関連もありますが、時間はかかろうとも、そこらあたりは現状を把握した時点では整理をしていかなければなりませんので、事業課としてはきちっと整理をして、税務のほうにももちろんつないでいくということで現状は取組をしていっているところでございます。

**○10番（牛島孝之君）**

松崎副市長にお聞きします。当初把握しておりませんという答弁がありました。要するに、道路内民地、あるいは河川内民地、それはどう思われますか。税の公平さからいえばすべきでしょう。当たり前のことでしょう。

**○副市長（松崎賢明君）**

お答えします。

税の公平さからいえばもう当然議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、これまでの経過の中で国調が済んでいる、済んでいない、国調の具合のところ過去からの分があって全てを把握していないという意味で部長のほうは答弁したものと理解しております。

**○10番（牛島孝之君）**

それでは、松尾副市長にお聞きします。事業として、私たちもそういう仕事を業としてもやっておりますし、八女市の公職とって役所仕事、私はやっておりませんが、民間から測量分筆とか受けたときに、あら、これは切れていないと、隣接が切れていないとか、そういうのを発見するわけですね。それを窓口で、当然なかなか筆数が多いから把握できないけれども、私たちはそれを見つけないと失礼だけれども、分かるわけですね。こういうときはしませんかと、その資料を差し上げます。それについては今後、副市長としてどうされますか。

**○副市長（松尾一秋君）**

議員御指摘の案件につきましては、頻りに決裁が回ってきているところです。官民境界をしたところ、民地のほうに道路が入り込んでいた、あるいは水路が入り込んでいた、そういった案件については地権者と合意の上、分筆し、そして登記をしていくと。これについて事務処理を進めてよろしいか伺いますという案件がたくさん上がってきておまして、私どもとしては担当課において適宜適正な処理がされていると理解しているところです。

御指摘の案件、たくさん実際に土地を動かすとき、あるいは公共事業において発見される場合もあると思っていますので、速やかに対応するよう原課にもきちんと指示をしてみたいと思っています。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

次に、公立八女総合病院についてお聞きします。

広川町との話し合いは行われたのかということですが、今まだ企業団、構成自治体ですよね、広川町も八女市も当然。ただ、広川町さんの考えは議会において民間移譲でもいいんじゃないかという答えが出たわけですかね。いかがですか、市長。

**○市長（三田村統之君）**

今日までの広川町との協議の経過については議員も御承知だろうと思いますが、最終的には広川町についてはこの問題については賛成も反対もしないというのが実は広川町の考え方です。ごさいます、その後どう変化しているかどうかについてはまだ把握はいたしていませんけれども、私どもとしては将来の八女地域の医療機関の中核として、筑後市、広川町も含めた中で統一的な医療体制を整えていくように、これは久留米大学もその方向を期待いたしておられますので、そう考えていかなきゃいかんのではないかと。

ただ、先ほど申し上げましたように、検討委員会が実施されて、今どういう方向でこの公立病院、八女地域の医療体制を確保していくのか、検討の段階に今入ったところのごさいますので、まずはその委員会の結論を聞いた中で、私どもとしても判断をしていかなきゃならないと思っています。いずれにしても、八女市の公立病院がその中核にならなければな

らないということについては、間違いなく私はその方向でいかなければならないと考えております。

**○10番（牛島孝之君）**

なかなか広川町、市長と町長、あるいは筑後市の西田市長、なかなか直接というお話し合いは年に数回とかできるわけでもありませんでしょうけれども、できればその下の部長とか、広川町は課長かもしれません。そういう話し合いはなされておるわけですか、健康福祉部長。構成団体の八女市の部長、あるいは向こうは部長ではありませんけれども、定期的に公立病院をどうするのかとかいう話し合いはなされていますか、なされていませんか。

**○健康福祉部長（坂田智子君）**

お答えいたします。

事務レベルでは年に数回、担当課長会議という形で公立病院の状況等の報告を受けて、こちらからも質問するような場はございますが、どうやっていくのかという具体的なやり取りというのはない状況でございます。

**○市長（三田村統之君）**

全く広川町と筑後市と3者で協議はいたしておりませんが、個々の対応は私自身はやっております。筑後市にしてもですね。ただ、それはまだ首長同士の話でありますから、公表はできませんけれども、筑後市も前向きであるということには変わりないんじゃないかと。これは久留米大学がそれを希望いたしております。しかし、それは筑後市がこれからどういう議論を重ねていくのか、まだ筑後市も十分な議論はなされておられませんので、その結果を待たなければなりませんけれども、いずれにしても、その前に公立病院の再検討を委員会で結論を出して、この中核になる病院をまず確立することが先決だろうと私は思っております。

**○10番（牛島孝之君）**

病院機能再整備基本計画策定検討委員会ですかね、これの結論はどのように出るか分かりませんが、機関病院、要するに拠点病院、八女地域、あるいは筑後当該を含めてですね。やっぱり必要だろうとは思いますが。ある程度大きな病院というか、ただし今の公立病院、消化器内科は医師がいないんですかね。それは部長御存じですか。

**○健康福祉部長（坂田智子君）**

お答えいたします。

消化器内科は常勤の医師がいないということは認識しております。

**○10番（牛島孝之君）**

消化器内科だけですか、ほかにも医師が確保できていない科はございますか。

**○健康推進課長（馬場浩義君）**

お答えいたします。

申し訳ありません、私のほうでは把握しておりません。

**○10番（牛島孝之君）**

確かに公立病院は特別地方公共団体ですかね。市長が言われるのは、自分は任命権があるだけだと。任命権がある以上は解任権もありますよねと聞きましたらありますということでした。ということは、市長、町長がオーナーであって、企業長は雇われとは言いませんけれども、社長ですよ。オーナーはあくまでも市長と町長でしょう、そういう考えでしょう、解任権があるということは。解任権がある以上は、その実情は本来八女市の部長なり課長なりは当然細かなところまでは言いませんけれども、このくらいは知っておくべきだろうと思いますが、それについては市長いかがですか。企業団のオーナーとして、解任権がある以上はオーナーでしょう。（発言する者あり）いや、どう思われますか、存じませんということでしたが、公立病院のは公立病院でしか聞けないんですか。いかがですか。

**○市長（三田村統之君）**

権限は、任命権、それから解任権だけしかございません。それはあります。

**○10番（牛島孝之君）**

任命権、解任権というのは非常に大きな権限ですよ。権限であればその内情を知っておかにかいかんとじゃないんですか。知らなくてもいいんですか。要するに、今、医師がどこが足りないとか、常勤がないとか、あるいは経済、要するに、収入が幾らで支出が幾らでどれだけの赤字とか、そういうとは確かに私はほとんど毎議会ごと傍聴に行っていますので、数字は知っております。そういう数字は知らなくていいんですか。任命権と解任権だけでいいとですか。

**○市長（三田村統之君）**

私が何にもやっていないとおっしゃるわけですか。権限はないけれども、市民の健康を守ることにについては最大の責任がございます。そういう立場で企業団には発言をすることはございます。

**○10番（牛島孝之君）**

今後の公立八女総合病院の在り方についてお聞きします。

八女市第5次総合計画、この中の89ページ、「健康で心豊かに暮らせるまちをつくる」ビジョン、その中の「基本目標2 地域医療体制の充実 <主要な取組> ○地域医療体制の充実 地域医療支援病院である公立八女総合病院を中核とする地域医療体制の充実を図るとともに、へき地における医療の維持確保を図ります。○夜間・休日診療体制の維持・継続 夜間・休日における診療体制を維持できるよう医師会等関係機関と連携し、支援します。」と書いてあります。第4次総合計画の中には小児医療が書いてありました、ちょっと持ってき

ていませんけれども。

うちのおやじを夜中の2時頃、公立病院に連れて行きました。若夫婦が赤ちゃんを抱えて青い顔をして来ました。事務的な言葉でした。うちではやっていません、聖マリアに行ってくださいと。本当に心配されていましたよ。老人医療も当然必要です。できればこの基幹病院である公立八女総合病院であれば、乳幼児、出生からある程度までのを本当にできるような充実した病院にしていだきたい。私はそう思いますけど、市長もお考えは一緒だと思いますけど、いかがですか。

#### ○市長（三田村統之君）

公立病院は御承知のとおり、医師等、あるいはまた医学面での技術等、全て久留米大学医学部に依存している状況でございます。したがって、久留米大学の御協力がなければできないわけであります。御承知のとおり消化器内科も不足でございました。したがって、久留米大学も医師の不足が言われております。いかにしてこの医療の充実を図るためには、何を言っても医師、看護師、技術者を含めた総合的な対応が必要なわけでありますから、そういう面で私どもはしっかり久留米大学に要望しながら協力を求めて、そして、そのためには筑後市、広川町一体となって、久留米大学と指導、連携をしながら進むことが何よりも大事だろうと思っております。

#### ○10番（牛島孝之君）

いつ出るか分かりませんが、再整備計画、要するに公立八女総合病院の移転、用地確保をして新築、あるいは医療器具の更新となった場合に費用的なもの、150億円という数字は全協にお見えになって企業長が申されました。ほぼほぼ2割アップ、いろいろなのが2割アップしておるとは聞いております。150億円かかっても200億円かかっても、それはもう仕方ないじゃなくて、やっぱりそのことを本当に八女市民が、今から30年後は今の人口のほとんど半分ですよ。どれだけ払っていかなきゃいかんのか、それをきちっと説明する責任は私はあると思っておりますけれども、それについては市長いかがですか。

#### ○市長（三田村統之君）

議員おっしゃるように、これから人口減少が進んでまいります。特に旧郡部においてはそれが急速に進んでいく可能性も否定はできません。したがって、そういう中核的な病院に基盤づくりをするためには、やはり公立病院がしっかりやっていかなければならないと。

ただ、財政的な問題は私たちも非常に危惧をしております。果たして、じゃ、構想検討委員会でどういう結論が出るのか。例えば、公立病院として350床のベッド数が必要だと。そんなことになったら大変な金額になります。それを例えば、じゃ、最低何床にすればいい、市民の患者の皆さん方に応えられるのか。例えば、270床が妥当なのか、300床までなら何とかやれるんじゃないか。これは一つの例ですよ。そういう検討は十分やって計画を立てな

いと、議員おっしゃるように、大変な負債を抱えることになるわけでございます。そうなりますと、じゃ、自治体としては放っておけるわけはありませんから、資金の負担まで自治体にも及ぶことになりかねないという心配がございします。

ですから、ベッド数に限らずですけれども、最低限で、しかも医療技術の高度化を図って、そして、職員の今御指摘いただいたように、どんなに夜遅くでもきちっと患者の皆さん方に温かい対応ができるような職員の育成にもこれからさらに努力をしていくことが極めて重要だろろうと思っておりますので、権限は私は一つしかございませぬけれども、先ほど申し上げましたように、しかし、自治体の長としてやるべきことはしっかりやっけていかなきゃならんと思っておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

**○議長（角田恵一君）**

牛島議員、あと1点残っておりますので、よろしくお願ひします。

**○10番（牛島孝之君）**

こういう権限、解任権しかないと言われますけれども、これが一番の権限だと思ひますので、ぜひ今言われたようなことを企業長に対して物申すという考えをよろしくお願ひ申し上げます。

次に、教育問題について。マスクの使用基準について今後どうされますか。国の指針はまだ出ていないわけでしょう。いかがですか。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

卒業式のマスク着用につきましては、もう既に出ておりますので、そのとおりにいたしますということです。簡単に申し上げますと、基本的にはマスクは不要。ただし、教職員と生徒についてですが、マスクは不要。ただし、呼びかけ等についてはマスク着用と、感染対策をきちんとやっけて行くことということになっております。

もう1点は、4月1日以降、次年度どうするかということにつきまして、今現在、厚生労働省からしか出ておりませぬので、多分、文部科学省からも追っけて出てくると思ひますので、それを精査させていただくということでございます。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

前古賀工業団地については、これからの就職の場、雇用の場、人口を減らさないためにやっぱり職場の確保が必要だろろうと思ひます。公立八女総合病院については中核の基幹医療、それも必要だろろうと。ただし、孫、子の代までに借金を残すわけにはいかないというつもりで、なかなかこういう質問をしても一般の市民の方は分かれぬ、失礼だけれども、なかなか情報が入っけてこないということで、工業団地についてと公立八女総合病院についてお聞



きました。ぜひ市民に分かるような言葉で、あげんげな、こげんげなど、げなげな話が通りよるわけですね。それじゃいけませんので、ぜひ行政からちゃんとした情報を市民に送っていただきたい、そのように思います。

以上で終わります。

○議長（角田恵一君）

10番牛島孝之議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 3 時 52 分 延会